

行政監査報告書

— テーマ —

法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の
実施状況について

平成26年2月

大分県監査委員

目 次

第1	監査のテーマ及び目的	
1	監査のテーマ	1
2	監査の目的	1
第2	監査の実施概要	
1	監査の着眼点	1
2	監査の対象検査等及び対象機関	1
(1)	対象検査等	1
(2)	対象機関	2
3	監査の実施時期及び実施方法	7
(1)	実施時期	7
(2)	実施方法	7
第3	監査の結果及び意見	
1	監査対象検査等の分類	8
2	検査等の実施状況	8
3	実施要綱等又はマニュアル等	11
(1)	実施要綱等又はマニュアル等の整備状況	11
(2)	実施要綱等に係る問題点	12
4	実施計画及びその実施	12
(1)	実施計画の作成及び実施状況	12
(2)	実施計画等に係る問題点等	13
5	体制（組織、人員、研修等）の状況	14
6	関係機関との連携状況	15
7	検査等の実施結果の取扱い	16
(1)	実施結果の取扱い状況	16
(2)	実施結果の通知方法に係る問題点	17
(3)	実施結果の記録方法に係る問題点	18
8	不適正事案等に対する対応	18
	むすび	21

参考資料	別冊
○ 行政監査結果一覧表	
○ 検査等別監査結果票	
○ 事前調査を実施した検査等一覧	

第1 監査のテーマ及び目的

1 監査のテーマ

平成25年度の行政監査は、「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」をテーマとした。

2 監査の目的

本県では、法令等に基づいて協同組合等の団体をはじめ、環境、医療、食品衛生、福祉等、多岐にわたる分野において事業者等(以下「団体等」という。)に対する各種検査・監査等(以下「検査等」という。)を実施している。

これらの検査等が適切に実施されることは、各種業務の適正化や団体等の健全な運営確保につながり、ひいては県民の安心感を高め、県行政に対する信頼を深めることになる。このため、県が実施している団体等に対する検査等の状況を監査し、より効率的・効果的で適切な検査等の執行に資することとする。

第2 監査の実施概要

1 監査の着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 実施要綱等、基準及び手法（マニュアル等）は整備されているか。
- (2) 実施計画は適切か。また、計画どおり実施されているか。
- (3) 体制（組織、人員、研修等）は適切か。
- (4) 関係機関との連携は適切か。
- (5) 実施結果の取扱い（公表、改善勧告、改善状況の確認等）は適切か。
- (6) 不適正事案等に対する対応は適切か。

2 監査の対象検査等及び対象機関

(1) 対象検査等

監査対象とする検査等は、法令等(条例、規則及び「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」を含む。)に基づき実施することになっているもので、事前調査を行った検査等の160事務の中から、次の観点により選定した50事務とした。

ア 団体の適正な運営を図るため、法令上義務付けられている検査等、あるいは必要に応じて行うことができるとされている検査等（以下「団体検査」という。〔表－1－(1)〕）

イ 県民生活と密接に関連し、安全・安心に関わりの深い検査等（大分県長期総合計画における「安心」分野の項目を参考に選定、以下「業務検査」という。〔表－1－(2)〕）

監査対象年度は、平成24年度としたが、検査等の実施周期の関係上、平成23年度以前の実施状況を監査する必要がある場合は、監査対象に含めた。

(2) 対象機関

監査対象機関は、監査対象検査等を所管する本庁25課室、当該検査等を実施する地方機関は、振興局、保健所、家畜保健衛生所、土木事務所及び警察署から16機関を選定し、合わせて41機関とした（[表－2]）。

[表－1－(1)] 監査対象検査等（団体検査）

No.	検査等	根拠法令等
①	農業協同組合の常例検査	農業協同組合法第94条第4項
②	水産業協同組合の常例検査	水産業協同組合法第123条第4項
③	森林組合の常例検査	森林組合法第111条第4項
④	農業灾害補償法に基づく農業共済組合検査	農業灾害補償法第142条の3
⑤	社会福祉法人等の指導監査	社会福祉法第56条・第70条
⑥	生活衛生同業組合等への検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条
⑦	消費生活協同組合法による検査	消費生活協同組合法第94条
⑧	私立学校運営費補助金執行状況等検査	私立学校振興助成法第12条
⑨	商工会法に基づく検査	商工会法第58条第5項(第50条第1項を準用)
⑩	商工会議所法に基づく検査	商工会議所法第58条第1項
⑪	中小企業団体の検査	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(中小企業等協同組合法第105条の4第1項を準用)・第93条第1項
⑫	職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査	職業能力開発促進法第74条第1項
⑬	大分県信用保証協会検査	信用保証協会法第35条
⑭	土地改良区等の検査	土地改良法第132条第1項
⑮	農業会議検査	農業委員会等に関する法律第53条

[表－1－(2)] 監査対象検査等（業務検査）

No.	検査等	根拠法令等
1	社会福祉施設（児童福祉施設）の指導監査	児童福祉法第46条
2	社会福祉施設（認可外保育施設）の指導監査	児童福祉法第59条
3	児童福祉施設（児童館）指導監査	児童福祉法第46条
4	介護サービス事業者の実地指導	介護保険法第24条・第83条・第115条の7
5	大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査	介護保険法第115条の33
6	社会福祉施設（老人福祉施設）の指導監査	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、介護保険法第24条・第90条
7	社会福祉施設（障害、社会授産、生活保護施設）の指導監査	社会福祉法第70条、身体障害者福祉法第39条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条・第48条・第81条、生活保護法第44条
8	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条・第48条
9	病院への立入検査	医療法第25条第1項
10	産業廃棄物立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項
11	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査	水質汚濁防止法第22条
12	ばい煙発生施設等報告及び立入検査	大気汚染防止法第26条
13	火薬類取締法に係る立入検査	火薬類取締法第43条第1項
14	火薬類の製造、販売、火薬庫に対する立入検査	火薬類取締法第43条第2項
15	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項
16	風俗営業の営業所に対する立入り	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項
17	自動車運転代行業立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項
18	JAS法による立入検査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項

No.	検査等	根拠法令等
19	水質汚濁性農薬使用者への立入検査	農薬取締法第13条第3項
20	飼料使用者への立入検査	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第3項
21	用途限定米穀の流通調査	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条
22	米穀の流通記録・保存・産地情報伝達調査	米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条
23	食品衛生施設の監視指導	食品衛生法第28条
24	動物薬事検査	薬事法第69条
25	旅行業者立入検査	旅行業法第26条第3項
26	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査	不当景品類及び不当表示防止法第9条
27	建築士法に基づく立入検査	建築士法第26条の2
28	消費生活用製品安全法による立入検査	消費生活用製品安全法第41条第1項
29	貸金業立入検査	貸金業法第24条の6の10第3項
30	宅地建物取引業者への報告及び検査	宅地建物取引業法第72条第1項
31	液化石油ガス法に基づく立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第83条第3項及び第4項
32	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査	薬事法第69条
33	動物取扱業者に対する検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項
34	家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査	家畜伝染病予防法第51条
35	食鳥処理場等の立入検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条

[表－2] 監査対象機関

監査対象機関		監査対象検査等	
本 庁	地方機関	No.	
企画振興部 観光・地域振興課		25	旅行業者立入検査
福祉保健部 監査指導室		⑤	社会福祉法人等の指導監査
		1	社会福祉施設（児童福祉施設）の指導監査
		2	社会福祉施設（認可外保育施設）の指導監査
		4	介護サービス事業者の実地指導
		6	社会福祉施設（老人福祉施設）の指導監査
		7	社会福祉施設（障害、社会授産、生活保護施設）の指導監査
		8	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査
福祉保健部 医療政策課	東部保健所 西部保健所	9	病院への立入検査
福祉保健部 薬務室	北部保健所	15	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査
		32	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査
福祉保健部 高齢者福祉課		5	大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査
福祉保健部 こども子育て支援課		3	児童福祉施設（児童館）指導監査
生活環境部 県民生活・男女共同参画課		⑦	消費生活協同組合法による検査
		26	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査
		28	消費生活用製品安全法による立入検査
生活環境部 私学振興・青少年課		⑧	私立学校運営費補助金執行状況等検査

監査対象機関		監査対象検査等		
本 庁	地方機関	No.		
生活環境部 食品安全・衛生課	東部保健所 西部保健所 北部保健所	⑥	生活衛生同業組合等への検査	
		23	食品衛生施設の監視指導	
		33	動物取扱業者に対する検査	
		35	食鳥処理場等の立入検査	
生活環境部 環境保全課		11	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査	
		12	ばい煙発生施設等報告及び立入検査	
生活環境部 廃棄物対策課		10	産業廃棄物立入検査	
生活環境部 消防保安室		13	火薬類取締法に係る立入検査	
		31	液化石油ガス法に基づく立入検査	
商工労働部 商工労働企画課		⑨	商工会法に基づく検査	
		⑩	商工会議所法に基づく検査	
		⑪	中小企業団体の検査	
商工労働部 経営金融支援室		⑬	大分県信用保証協会検査	
		29	貸金業立入検査	
商工労働部 雇用・人材育成課		⑫	職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査	
農林水産部 農地農振室		⑮	農業会議検査	
農林水産部 団体指導・金融課		①	農業協同組合の常例検査	
		②	水産業協同組合の常例検査	
		③	森林組合の常例検査	
		④	農業災害補償法に基づく農業共済組合検査	
農林水産部 集落・水田対策室	南部振興局 豊肥振興局 北部振興局	21	用途限定米穀の流通調査	
		22	米穀の流通記録・保存・产地情報伝達調査	
農林水産部 おおいたブランド推進課		18	J A S 法による立入検査	
		19	水質汚濁性農薬使用者への立入検査	
農林水産部 畜産振興課	大分家畜保健衛生所	24	動物薬事検査	
	玖珠家畜保健衛生所	34	家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査	

監査対象機関		監査対象検査等	
本 庁	地方機関	No.	
農林水産部 畜産技術室	南部振興局 豊肥振興局 北部振興局 大分家畜保健衛生所	20	飼料使用者への立入検査
農林水産部 農村整備計画課	南部振興局 豊肥振興局 北部振興局	⑯	土地改良区等の検査
土木建築部 建築住宅課	別府土木事務所 大分土木事務所 臼杵土木事務所	27	建築士法に基づく立入検査
		30	宅地建物取引業者への報告及び検査
警察本部 生活安全部生活安全企画課	大分南警察署 宇佐警察署 玖珠警察署 竹田警察署	14	火薬類の製造、販売、火薬庫に対する立入検査
	佐伯警察署	16	風俗営業の営業所に対する立入り
警察本部 交通部交通企画課		17	自動車運転代行業立入検査
25機関	16機関		50事務

3 監査の実施時期及び実施方法

(1) 実施時期

監査は、平成25年9月から同年12月までの間に実施した。

(2) 実施方法

監査対象機関に監査調書及び資料の提出を求め、当該調書等を基に職員監査を実施し、そのうち2所属5事務については、委員監査を行った。

第3 監査の結果及び意見

1 監査対象検査等の分類

監査対象検査等の平成24年度における概要は、〔表－3〕のとおりである。

監査対象検査等は、法令等で定期的な実施を義務付けられているものを「義務検査」、必要に応じて実施できるとされているものを「任意検査」と定義した。また、任意検査の中でも法令等に違反しているおそれがある場合など、実施できる場合を限定しているものを「限定検査」と定義した。

その内訳は、義務検査が6事務、任意検査が44事務であり、任意検査のうち限定検査が4事務であった。

2 検査等の実施状況

平成24年度は、6つの義務検査全てで検査等が実施されており、44の任意検査のうち、36事務で実施されていた。検査の種別では、団体検査15のうち9事務で、業務検査35のうち33事務で実施されていた。

また、平成24年度に実施実績がなかった8事務のうち、当該年度に検査等の対象事案がなかったNo.26「不当景品類及び不当表示防止法による立入検査」及び2年に1回を実施頻度としているために実施しない年であったNo.⑫「職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査」を除く6事務については、監査対象検査等以外の方法により、団体等の業務遂行状況等の把握を行っていた。

(上記6事務)

- No.⑥ 「生活衛生同業組合等への検査」
- No.⑨ 「商工会法に基づく検査」
- No.⑩ 「商工会議所法に基づく検査」
- No.⑪ 「中小企業団体の検査」
- No.⑯ 「農業会議検査」
- No.13 「火薬類取締法に係る立入検査」

[表－3] 監査対象検査等の概要

種別	No.	監査対象検査等	検査等区分			実施実績	
			義務	任意	限定		
団体検査	①	農業協同組合の常例検査	○			○	
	②	水産業協同組合の常例検査	○			○	
	③	森林組合の常例検査	○			○	
	④	農業災害補償法に基づく農業共済組合検査	○			○	
	⑤	社会福祉法人等の指導監査		○		○	
	⑥	生活衛生同業組合等への検査		○			
	⑦	消費生活協同組合法による検査		○		○	
	⑧	私立学校運営費補助金執行状況等検査		○		○	
	⑨	商工会法に基づく検査		○	○		
	⑩	商工会議所法に基づく検査		○	○		
	⑪	中小企業団体の検査		○	○		
	⑫	職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査		○			
	⑬	大分県信用保証協会検査		○		○	
	⑭	土地改良区等の検査		○		○	
	⑮	農業会議検査		○			
小計			4	11	(3)	9	
業務検査	1	社会福祉施設（児童福祉施設）の指導監査	○			○	
	2	社会福祉施設（認可外保育施設）の指導監査		○		○	
	3	児童福祉施設（児童館）指導監査	○			○	
	4	介護サービス事業者の実地指導		○		○	
	5	大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査		○		○	
	6	社会福祉施設（老人福祉施設）の指導監査		○		○	
	7	社会福祉施設（障害、社会授産、生活保護施設）の指導監査		○		○	
	8	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査		○		○	
	9	病院への立入検査		○		○	
	10	産業廃棄物立入検査		○		○	
	11	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査		○		○	
	12	ばい煙発生施設等報告及び立入検査		○		○	
	13	火薬類取締法に係る立入検査		○			

種別	No.	監査対象検査等	検査等区分		実施実績
			義務	任意	
				限定	
業務検査	14	火薬類の製造、販売、火薬庫に対する立入検査		○	○
	15	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査		○	○
	16	風俗営業の営業所に対する立入り		○	○
	17	自動車運転代行業立入検査		○	○
	18	J A S 法による立入検査		○	○
	19	水質汚濁性農薬使用者への立入検査		○	○
	20	飼料使用者への立入検査		○	○
	21	用途限定米穀の流通調査		○	○
	22	米穀の流通記録・保存・産地情報伝達調査		○	○
	23	食品衛生施設の監視指導		○	○
	24	動物薬事検査		○	○
	25	旅行業者立入検査		○	○
	26	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査		○	○
	27	建築士法に基づく立入検査		○	○
	28	消費生活用製品安全法による立入検査		○	○
	29	賃金業立入検査		○	○
	30	宅地建物取引業者への報告及び検査		○	○
	31	液化石油ガス法に基づく立入検査		○	○
	32	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査		○	○
	33	動物取扱業者に対する検査		○	○
	34	家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査		○	○
	35	食鳥処理場等の立入検査		○	○
小計			2	33	(1) 33
合計			6	44	(4) 42

(注) この表中、「義務」は「義務検査」を、「任意」は「任意検査」を、「限定」は「限定検査」をそれぞれ表している。

3 実施要綱等又はマニュアル等

(1) 実施要綱等又はマニュアル等の整備状況

検査等の性質や対象は様々であり、一概に全ての検査等で実施要綱等やマニュアル等を設けるべきとは言い難いが、検査等を適正に実施するためには、目的や実施方針、検査等の対象あるいは実施頻度などを実施要綱等で定め、詳細な検査項目、手法、適否の判定基準や処理区分等をマニュアル等で定めておくことは効果的である。また、チェックリストは、それに記入することで検査した項目を特定し、基準に照らして客観的に判定したことを記録するものとして有効である。なお、実施要綱等とマニュアル等は、その相違を明確にして定義することが困難であるため、「実施要綱等」と、一括して扱い、監査対象検査等の実施要綱等の整備状況を、「表－4」に表した。

監査対象検査等のうち、41事務で実施要綱等が整備されていた。実施要綱等が整備されていない9事務については、2事務は平成25年度に整備しており、1事務は作成の準備中であり、6事務が監査対象検査等以外の方法で団体等の業務遂行状況等の把握を行っている。

注目すべき取組として、社会福祉施設の指導監査（№.1社会福祉施設（児童福祉施設）、№.6社会福祉施設（老人福祉施設）、№.7社会福祉施設（障害・社会授産・生活保護施設））及び№.⑤「社会福祉法人等の指導監査」については、国の通知を受け、重点項目等を加えた実施要領等を毎年度作成する際には、前年度の指導監査で指摘の多かった事項をその要領等に反映させており、検査等の結果の活用が図られていた。併せて「社会福祉法人等の指導監査」では、指導監査に用いるチェック票（監査調書）を、監査項目ごとの確認事項を、備考欄に記された基準に照らしてチェックすれば、おのずと指導区分が特定できるように工夫を凝らして作成されており、判定の迅速化や公平性の確保に向けた取組がなされていた。

[表－4] 実施要綱等の整備状況

検査等種別	実施要綱等の整備状況	義務検査		任意検査 限定検査	計
団体検査 (15)	整備している	4	6	(0)	10
	整備していない	0	5	(3)	5
業務検査 (35)	整備している	2	29	(1)	31
	整備していない	0	4	(0)	4
計 (50)	整備している	6	35	(1)	41
	整備していない	0	9	(3)	9

(注) 「整備している」には、チェックリストのみを整備しているものを含む。

(2) 実施要綱等に係る問題点

児童館は、児童福祉法に基づく児童厚生施設であり、同法で規定する児童福祉施設に当たる。児童福祉施設の指導監査については、国の通知で「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な」実施は認めているものの、同法施行令で、1年に1回以上の実地検査を行うよう定めている。

本県が実施するNo.3「児童福祉施設（児童館）指導監査」においては、民立児童館の指導監査の実施頻度を2年に1回とするなど、政令で定める基準を下回る実施要領が定められていた。

児童館を、乳幼児を保育する保育所や児童が長期間入所する児童養護施設等と併せ、一律に実地検査の基準を定めることについては議論もあるが、法令等で定められている以上は実施要領もそれを遵守すべきである。

このため、当該検査等の主務課は、実施要領を法令等に従ったものに改める必要がある。

4 実施計画及びその実施

(1) 実施計画の作成及び実施状況

検査等を計画的かつ効率的に進めるためには、検査の趣旨や対象の状況を考慮して適切な実施計画を立てて行うことが効果的である。監査対象検査等における実施計画の作成状況を表したのが〔表－5〕である。

実施計画には、年間に検査する具体的な対象箇所を決めているもの、検査予定期数のみを定めているもの、あるいは何年に1回という頻度を定めているものなど、計画の立て方はまちまちであるが、36事務で実施計画が作成されており、そのうち29事務で計画は達成されていた。義務検査については、6事務全てで計画が達成されており、任意検査についても、重要度を考慮して対象を絞って検査しているものや、許認可の更新時に併せて検査し、見逃しがないように努めているものなど、おおむね計画性を持って実施されていた。

特に、農業協同組合の検査等（No.①農業協同組合の常例検査、No.②水産業協同組合の常例検査（沿海地区漁協に対するもの））では、検査の効果を上げる目的で、平素の現金の管理状況等を確認する立入検査を、初めに無通告を行い、後日、本検査を実施するなどの工夫がなされていた。

[表－5] 実施計画の作成状況

検査等種別	実施計画の作成状況 計画の達成状況	義務検査	任意検査	計
団体検査 (10)	作成している	4	6	10
	達成できた	4	5	9
	作成していない	0	0	0
業務検査 (33)	作成している	2	24	26
	達成できた	2	18	20
	作成していない	0	7	7
計 (43)	作成している	6	30	36
	達成できた	6	23	29
	作成していない	0	7	7

(注) 限定検査等あらかじめの計画作成が予定されない7事務を除く。

(2) 実施計画等に係る問題点等

ア 計画の作成に係るもの

監査対象検査等で、実施計画を立てていない検査等にあっても、違反が疑われる又は苦情等があった場合に検査する、あるいは、登録更新時に検査するなどの方針で取り組んでいるものもあった。

No.15「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」については、実施要領で立入検査を通常検査と特別検査に区分し、通常検査については実施計画・目標を立て、原則として少なくとも麻薬取扱者は2年、向精神薬営業者は5年に1回以上実施するよう定めている。しかし、通常検査は、麻薬廃棄届が提出された際の検査に併せて近隣の対象者を検査していたり、病院・診療所や薬局の立入検査と併せて実施されていたが、実施要領で定めた頻度では行われていなかった。

また、No.11「特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査」については、特定事業場の「採水立入検査」は、河川等公共用水域の水質測定とともに計画的に行われていた。そうした中で、各保健所において年度当初に計画を定めて実施するものとされている「通常立入検査」については、北部保健所では、苦情の多い業態を対象に届出施設の実態把握を目的とした立入検査を行うなど計画的な立入検査が実施されていたものの、他の保健所では、苦情があった場合や事業者から相談を受けた場合、あるいは施設の設置届や変更届等が提出された際などに適宜、立入検査を実施していたが、年度当初の計画が定められていなかった。

このため、これらの検査等の主務課は、計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査等の実施を検討する必要がある。

イ 実施状況に係るもの

No.23「食品衛生施設の監視指導」及びNo.35「食鳥処理場等の立入検査」

は、食品衛生監視指導計画に従って実施されている。本県では、毎年度、食品衛生監視指導計画を作成するに当たり、過去の食中毒の発生頻度、流通される食品の広域性、規模あるいは取扱食品の特殊性等を考慮し、年に4回以上監視すべき施設から2～6年に1回以上監視すべき施設まで、AからEまでの5段階に分類して作成している。「食品衛生施設の監視指導」については、監視指導件数全体では計画数を上回っているが、浅漬けや食用生肉の事故を受け、緊急監視を優先しなければならなかつたという事情もあり、監視回数が前記の分類別では、年間標準監視指導回数を下回っているものがあった。「食鳥処理場等の立入検査」については、処理施設の稼働が不定期であることなどもあって、年に2回以上とする計画が実施できていない施設が見受けられた。

また、No.27「建築士法に基づく立入検査」については、業務が多忙となる年度末（2月）を強化期間と定め、期間が短期であるため、予定していた建築士事務所との日程調整がつかないために検査等が実施できず、全体的に実施件数が少なくなってしまうという状況が見受けられた。

このため、これらの検査等の主務課は、検査等の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。

5 体制（組織、人員、研修等）の状況

監査対象検査等には、専門の室・班を置いて複数の検査等を実施しているものや、事務分掌表での主任者が主に行っているものなど、業務量によって取組体制は多様であるが、いずれの検査等についても、事務分掌表で担当者が明示されていた。

また、検査等の実施体制に関しては、5～8名体制で複数日数をかけて検査するものから、2名で10～20分というものまで、対象の規模や検査内容によって様々であるが、中には、実施要領で「原則2名以上で実施」するよう定めていながら、実施できていないものもあった。

監査対象検査等の研修の実施状況は、[表-6]のとおりで、35事務において、何らかの研修が行われていた。研修が行われていないものには、前任者からの引継書や職員自身の自己啓発に頼っているという例も見受けられ、特に、団体検査のうちの任意検査について、職員研修の機会が整っているのは、2事務のみであった。検査に当たっては、簿記などの会計に関する知識が必要とされることが多いが、知識の習得には職員の自己啓発に任せている面が大きく、所属の支援や研修材料の提供が不足している事例も見受けられた。

効率的な検査等の取組に關係する注目すべき取組として、No.1「社会福祉施設（児童福祉施設）の指導監査」及びNo.⑤「社会福祉法人等の指導監査」については、限られた人員・時間の中で指導監査が効率的に行えるよう、あらかじめ資料

の提出を求めたり、検査箇所を絞って行うなどの工夫がなされていた。

また、研修に関係するものでは、No.23「食品衛生施設の監視指導」については、食品衛生監視員の技術や知識の向上を図る取組として、九州地区の研究発表会に向けて県独自で予選の発表会を行っていたり、No.①「農業協同組合の常例検査」については、国と県とが合同で検査を実施する要請検査の制度を活用して、検査の手法等を学ぶなどの意欲的な取組がなされていた。また、No.16「風俗営業の営業所に対する立入り」について、佐伯警察署では、検査の着眼点等をまとめた資料を署内で自主的に作成し、ひと月に1回開催する例会の場で署員に配付するなどして、検査に当たる者の資質向上を図っている例もあった。

[表－6] 職員研修の実施状況

検査等種別	職員研修実施の有無	義務検査	任意検査 ：限定検査	計
団体検査 (15)	実施している	4	2 (0)	6
	実施していない	0	9 (3)	9
業務検査 (35)	実施している	2	27 (1)	29
	実施していない	0	6 (0)	6
計 (50)	実施している	6	29 (1)	35
	実施していない	0	15 (3)	15

6 関係機関との連携状況

監査対象検査等の関係機関との連携の状況は、[表－7]のとおりで、36事務において連携が図られており、連携の対象としては、部局間又は部局内の他課等、その他では、国、市町村、関係団体あるいはそれらの複合組織など多様であった。連携の方法も、対外的なものでは、国、市町村あるいは関係団体を含めて構成する連絡協議会等の開催であったり、合同検査の実施、対内的なものは、指導担当課に同行を求めた検査等や合同検査の実施、あるいは情報交換など、様々であった。

注目すべき取組として、No.23「食品衛生施設の監視指導」については、食の安全・安心を確保するため、「食の安全確保推進本部」を設けて全庁的な連携を図り、保健所及び振興局等とで定期的に食品表示合同立入調査を実施し、その結果を公表していた。また、No.10「産業廃棄物立入検査」については、平成22年度から、市町村にも県の所掌事務である産業廃棄物処理業者への立入検査が可能となるよう「県職員併任制度」が導入され、市町村に配置された併任職員が、野焼きに対する苦情のように、一般廃棄物と産業廃棄物とのそれぞれの観点から対処しなければならないような案件に対応するなど、効率も上がっている上に、併任職員との連携で、地元住民からの苦情対応も円滑に行えている例が見受けられた。

[表－7] 関係機関との連携の状況

検査等種別	関係機関との連携の有無	義務検査	任意検査		計
			限定検査	(1)	
団体検査 (15)	連携あり	4	4	(1)	8
	連携なし	0	7	(2)	7
業務検査 (35)	連携あり	2	26	(1)	28
	連携なし	0	7	(0)	7
計 (50)	連携あり	6	30	(2)	36
	連携なし	0	14	(2)	14

7 検査等の実施結果の取扱い

(1) 実施結果の取扱い状況

検査等の結果通知の状況については、[表－8]のとおりである。平成24年度に検査等の実績があった42事務全てで結果の通知を行い、改善を要する事項があった37事務にあっては35事務で改善状況報告を求め、その全てで改善状況の確認が行われていた（参考資料「行政監査結果一覧表」参照）。

改善状況報告のない2事務について、No.13「大分県信用保証協会検査」では、検査を国と合同で実施しているが、団体への事後の指導権限は国にあるために、国が改善状況報告を求め、本県にその内容を伝えているものであり、No.29「賃金業立入検査」では、次回の検査時に改善状況の確認を行うようにしていた。

改善状況の確認方法は、実地確認や書面確認が主であるが、他には次回検査での確認や、口頭報告というものもあった。また、16事務で実施件数や結果の公表が行われており、公表方法として県のホームページで掲載するものが13事務、報告書にまとめて公表しているものなどが7事務（重複を含む。）であった（参考資料「行政監査結果一覧表」参照）。

注目すべき取組として、No.6「社会福祉施設（老人福祉施設）の指導監査」、No.7「社会福祉施設（障害・社会授産・生活保護施設）の指導監査」については、年度末の施設職員を集めた集団指導の際に、指導監査での指摘事項の状況を説明したり、No.31「液化石油ガス法に基づく立入検査」については、一般社団法人大分県高圧ガス保安協会や一般社団法人大分県LPGガス協会の研修会に出向いて、検査での指導事項等について説明したり、No.14「土地改良区等の検査」では、土地改良事業団体連合会が主催する土地改良事業団体連合会職員及び各土地改良区の監事、事務職員を対象とした研修会に出向いて、検査結果の概要を説明するなど、関係者が集まる機会を捉え、検査等の結果を踏まえた注意喚起を行っている例が見受けられた。さらに、検査等の対象団体における内部統制を図るための取組として、No.①「農業協同組合の常例検査」、No.②「水産業協同組合の常例検査」及びNo.③「森林組合の常例検査」では、監事の立会いを求め、団体経理の適正運営へ向けた認識を持たせる機会にしてい

た。

[表－8] 検査等の結果通知の状況

検査等種別	結果通知の状況 通知方法	義務検査	任意検査	計
団体検査	通知している	4	5	9
	文 書	4	4	8
	口 頭	0	0	0
	文書又は口頭	0	1	1
(9)	通知していない	0	0	0
業務検査	通知している	2	31	33
	文 書	1	3	4
	口 頭	0	14	14
	文書又は口頭	1	14	15
(33)	通知していない	0	0	0
計	通知している	6	36	42
	文 書	5	7	12
	口 頭	0	14	14
	文書又は口頭	1	15	16
(42)	通知していない	0	0	0

(注) 平成24年度に検査等の実績がなかった8事務(限定検査4事務を含む。)

は除いた。

(2) 実施結果の通知方法に係る問題点

検査等の実施後は、結果の適否を相手に通知し、不適切な点については改善を求めた上で、その措置内容が十分かどうかを確認することが必要である。その際は、検査者と被検査者との間で認識の相違等が生じないよう、書面で確認を行うことが望ましいが、即時に改善が可能なものや軽微な違反等については、口頭での結果通知が合理的な場合もある。

No.15「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」では、立入検査実施後の措置及び指導に関し、実施要領で「違反等がある場合は、その他必要と認める場合は文書によりその内容を伝え」、「軽微な指導事項等を発見した場合は、その場で口頭により伝える」と定めているが、麻薬管理者の不在、事故届の未提出あるいは帳簿を備えていないなどの罰則の適用が及ぶおそれのある、およそ軽微とは思えないものについて、文書による通知ではなく、口頭で通知していた。

このため、当該検査等の主務課は、口頭で指導できる場合を例示するなどして、文書によるものと口頭でできるものとの区分を明確にし、的確な検査結果の通知に努める必要がある。

(3) 実施結果の記録方法に係る問題点

ア 記録方法に関する規定が不備なもの

No.23「食品衛生施設の監視指導」については、多種多様な業種があり、検査内容も多岐にわたることなどから、チェックリストの様式や検査結果の記録方法等の定めがないものがある。そのため、検査の実施日、業種及び施設名等は日報に記録されているものの、どの項目について検査したのか記録されていない例が見受けられた。

このため、当該検査等の主務課は、検査記録の様式等を定めて記録・保存するなどの手順を整え、検査結果を明示できるように努める必要がある。

イ 実施要綱等に従っていないもの

No.15「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」及びNo.32「薬局・店舗販売業・管理医療機器販売業への立入検査」では、立入検査の記録は、実施要領で様式を定めた立入検査記録を用いて行うようになっており、本庁では所定の様式を用い、所定の手順で実施されていたが、保健所では、いずれもそれを使用しておらず、実施要領に基づいた手順で実施されていなかった。

また、No.23「食品衛生施設の監視指導」では、「大分県食品衛生監視指導計画」で、「その違反が軽微な場合は、その場において食品衛生指導注意票等を交付し書面で改善指導を行う」と定めている。「その場において交付する」と定めた意義は、迅速に相手方に対し趣旨及び内容を明確にすることを求めたものと思われる。しかし、実務経験の浅い監視員などには、その場で判断することが困難である場合が多いという事情もあって、口頭指導を行うものの、その場で交付せず、所属で協議した後に食品衛生指導注意票を交付している例が見受けられた。

このため、「麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査」及び「薬局・店舗販売業・管理医療機器販売業への立入検査」の主務課は、現行様式を用いるまでの課題を検証し、適切かつ効率的な検査等に資するよう、必要に応じて実施要綱等を見直す必要がある。また、「食品衛生施設の監視指導」の主務課は、食品衛生指導注意票を「その場で」交付して改善指導を行うことの意義を検証し、実情に応じた指導方法を検討する必要がある。

8 不適正事案等に対する対応

県民からの苦情や情報提供を受けて迅速に事実確認を行い、危険や事故を最小限に抑えること、あるいは未然に防止することは重要である。また、県内外で発生した事件・事故等の情報を得て、類似事案の発生を予防することは、県民の安全・安心への期待に応えることとなる。

不適正事案（県民からの苦情や情報提供、県内外で発生した事件・事故等）への対応状況は、〔表－9〕のとおりである。これらの不適正事案が発生したことがあると回答のあった23事務については、臨時の立入検査を行うなどの対応がな

されていた。なお、対応策として最も多く取られたのが臨時の立入検査等で、19事務について実施されていた。

注目すべき取り組みとして、No.25「旅行業者立入検査」では、ツアーダイナミックや高速バス事故など、全国で旅行業に関連した事故が多発したことを機に、平成24年度に新たに実施要領を定めて定期的な立入検査に取り組み、併せて全旅行業者及び旅行業者代理業者に自主点検を実施させていた。

[表－9] 不適正事案への対応状況

検査等種別	不適正事案への対応	義務検査	任意検査		計
			限定検査	任意検査	
団体検査	発生あり	2	4	(0)	6
	臨時の立入検査等	0	3	(0)	3
	文書での注意喚起	2	1	(0)	3
	研修会の開催他	0	0	(0)	0
	対応していない	0	0	(0)	0
業務検査	発生あり	1	16	(1)	17
	臨時の立入検査等	1	15	(1)	16
	文書での注意喚起	0	1	(0)	1
	研修会の開催他	0	4	(0)	4
	対応していない	0	0	(0)	0
計	発生あり	3	20	(1)	23
	臨時の立入検査等	1	18	(1)	19
	文書での注意喚起	2	2	(0)	4
	研修会の開催他	0	4	(0)	4
	対応していない	0	0	(0)	0

(注) 発生年度は、監査対象年度に限らない。

(注) 複数の対応あり

(臨時の立入検査等で対応した例)

- ・ 検査等の対象団体から施設職員が不祥事を起こした旨の報告を受けて、特別監査を行った。
- ・ 入所している施設から寄附を強要された旨の苦情を受けて、特別監査を実施した。
- ・ 外部から不適正な業務が行われているとの情報提供を受けて、周辺情報を整理した上で、当該団体等に対して、臨時の立入検査を行った。
- ・ 木くず破碎施設からの出火事故を受けて、木くず破碎施設について重点的に立入検査を実施した。
- ・ 業者が、自己の所有地内で、廃材を重機で地中に埋めているとの住民からの情報提供を受けて、立入検査を実施した。
- ・ 必要な資格を有した者がいない事務所があるという情報提供を受けて、立

入調査を実施した。

- ・ 河川に汚水が流入していて異臭がするという住民の苦情を受けて、立入検査を実施した。
- ・ レジャー施設で、子供が動物に追いかけてころび、怪我をしたという苦情を受けて、立入検査を実施した。
- ・ 他県での浅漬けや食用生肉の事故を受けて、緊急な立入検査を実施した。
- ・ 他県で熊や猿に係る事故があつた際や、ニシキヘビやヒグマが逃げ出した事故があつた際に、関連する業者に対し緊急立入検査を実施した。

む　す　び

本年度の行政監査は、「法令等に基づく団体等に対する検査・監査等の実施状況について」をテーマに、事前調査で該当のあった160の検査等の事務の中から、団体運営に関するもの並びに県民生活に密接に関連する分野の検査等を中心に、50の事務、41機関を対象として、これらが適切に行われているかを、実施計画の有無やその実施頻度、研修や関係機関との連携などの検査体制、或いは検査結果の取扱い状況等について監査を実施した。

折しも、平成25年は高齢者や障害者施設での虐待や食材の誤・虚偽表示問題が多発し、年末・年始には加工食品農薬混入事件による社会不安が全国的に広がった。安全・安心への県民の関心が一層高まり、行政の役割も改めて重要なところである。こうした中、県内の団体や施設・事業所の業務の適正な運営とその安全性を確保するため、法令等に基づく検査権限が適切に行使されているかを検証できたことは、有意義で時宜にかなったものとなった。

監査の結果及び意見については、第3で述べたとおりであるが、今回監査の対象とした検査等にあっては、いくつかの問題点等は見受けられたものの、実施が義務づけられていない任意検査等にあっても、監査対象年度には、すべてにおいて検査の実施や業務遂行状況等の把握が行われ、実施要綱等もほぼ整備されていた。加えて、他県等で不適正事案が発生した際には、臨時の立入検査が適宜実施されるなど、全般的には概ね適切に実施されていた。

監査の過程では、休日を返上して食品不安について県民の相談に応じている事例や、苦情現場に迅速に出向いている事例などが数多く確認された。一方、こうした苦情・相談対応件数の増加や内容の複雑化・多様化、検査対象数の増大の中で、計画的な検査の実施に苦労している姿も見受けられたが、こうした現場においても、真摯な取組みの努力が払われていたことに心強さを感じたところである。

行政においては常に最少の経費で最大の効果を發揮することが求められている。今後も、限られた人員で効果的な検査業務を遂行しなければならないという現状には、大きな変化はないと思われる。例えば、共通する課題に対しての合同検査や合同研修等を更に充実させるなど、検査等のあり方について不断の見直しや研究を行うとともに、貴重なマンパワーを最大限に生かすべくエキスパート職員の養成や、検査ニーズに対応した弾力的な職員配置などについても更なる創意工夫を重ね、これからも、安全で安心な大分県を目指して、県民の期待に適確に応えていただくよう願うものである。

平成26年2月

大分県監査委員

参 考 資 料

目 次

○ 行政監査結果一覧表	1
○ 検査等別監査結果票	3
○ 事前調査を実施した検査等一覧	5 7

行政監査結果一覧表

No	検査等の名称	法令上の実施形態		実施要綱等	実施計画作成	H24実施状況		職員研修			関係機関との連携						
		義務検査	任意検査 限定検査			あり	なし	部局内	国主催	その他	なし	情報共有	合同検査	その他	なし		
①	農業協同組合の常例検査	○		○ ○	◎ ○	○		○ ○				○					
②	水産業協同組合の常例検査	○		○ ○	◎ ○			○ ○				○					
③	森林組合の常例検査	○		○ ○	◎ ○			○ ○				○					
④	農業災害補償法に基づく農業共済組合検査	○		○ ○	◎ ○			○				○					
⑤	社会福祉法人等の指導監査	○		○ ○	◎ ○			○				○					
⑥	生活衛生同業組合等への検査	○					○				○			○			
⑦	消費生活協同組合法による検査	○		○ ○	◎ ○						○			○			
⑧	私立学校運営費補助金執行状況等検査	○		○ ○	○ ○						○			○			
⑨	商工会法に基づく検査		○ ○				○				○			○			
⑩	商工会議所法に基づく検査		○ ○				○				○			○			
⑪	中小企業団体の検査		○ ○				○				○ ○						
⑫	職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査		○		○ ○	◎ ○		○			○			○			
⑬	大分県信用保証協会検査		○		○ ○	◎ ○					○ ○ ○						
⑭	土地改良区等の検査		○		○ ○	◎ ○		○				○					
⑮	農業会議検査		○				○				○			○			
1	社会福祉施設(児童福祉施設)の指導監査	○		○ ○	◎ ○			○ ○			○						
2	社会福祉施設(認可外保育施設)の指導監査		○	○ ○	◎ ○			○ ○			○						
3	児童福祉施設(児童館)指導監査	○		○ ○	◎ ○			○				○					
4	介護サービス事業者の実地指導		○	○ ○	◎ ○			○				○					
5	大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査		○	○ ○	○ ○			○			○						
6	社会福祉施設(老人福祉施設)の指導監査		○	○ ○	◎ ○			○ ○			○ ○			○			
7	社会福祉施設(障害・社会授産・生活保護施設)の指導監査		○	○ ○	◎ ○			○			○ ○			○			
8	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査		○	○ ○	○ ○			○			○ ○			○			
9	病院への立入検査		○	○ ○	◎ ○			○				○ ○					
10	産業廃棄物立入検査	○		○ ○	◎ ○			○ ○			○ ○			○ ○			
11	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査		○	○ ○	◎ ○			○ ○			○ ○			○ ○			
12	ばい煙発生施設等報告及び立入検査		○	○ ○		○		○ ○						○			
13	火薬類取締法に係る立入検査		○				○			○				○			
14	火薬類の製造、販売、火薬庫に対する立入検査		○	○ ○	○ ○			○			○			○			
15	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査		○	○ ○		○		○			○ ○			○ ○			
16	風俗営業の営業所に対する立入り		○	○ ○	◎ ○			○			○			○			
17	自動車運転代行業立入検査		○	○ ○	◎ ○			○			○			○			
18	JAS法による立入検査		○	○ ○	◎ ○			○			○ ○			○ ○			
19	水質汚濁性農薬使用者への立入検査		○	○ ○	◎ ○						○ ○						
20	飼料使用者への立入検査		○	○ ○	○ ○						○			○			
21	用途限定期料の流通調査		○			○		○			○			○ ○			
22	米穀の流通記録・保存・产地情報伝達調査		○			○		○			○			○			
23	食品衛生施設の監視指導		○		○ ○	◎ ○		○					○	○			
24	動物薬事検査		○	○ ○	◎ ○			○			○ ○						
25	旅行業者立入検査		○	○ ○	◎ ○						○ ○						
26	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査		○ ○	○			○			○			○				
27	建築士法に基づく立入検査		○	○ ○		○					○			○			
28	消費生活用製品安全法による立入検査		○	○ ○		○					○			○			
29	賃金業立入検査		○	○ ○	◎ ○						○ ○						
30	宅地建物取引業者への報告及び検査		○	○ ○	◎ ○			○			○			○			
31	液化石油ガス法に基づく立入検査		○	○ ○	○ ○			○			○ ○			○			
32	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査		○	○ ○	◎ ○			○			○						
33	動物取扱業者に対する検査		○			○		○			○ ○			○			
34	家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査		○	○ ○	◎ ○			○			○ ○ ○			○ ○ ○			
35	食鳥処理場等の立入検査		○	○	○ ○	○ ○		○ ○						○			
計	50 検査等	6	44	4	40	38	36	42	8	24	22	3	15	26	11	14	14

(注)「実施計画作成」欄中の「◎」の記載は、計画数を達成したものを表している。

(注)No.11の「実施計画作成」欄は、「採水立入検査」のみの状況を表している。

行政監査結果一覧表

No	検査等の名称	検査結果通知				結果の公表				改善状況報告の徴収	改善状況の確認方法				不適正事案等に対する 関係団体への対応			
		あり	文書	口頭	なし	あり	県HP	報告書他	なし		あり	なし	実地	書面	その他	臨時 検査 等の 実施	文書 通知	研修会等 の開催
①	農業協同組合の常例検査	○	○			○	○	○		○					○	○		
②	水産業協同組合の常例検査	○	○			○	○	○		○				○	○			
③	森林組合の常例検査	○	○			○	○	○		○				○				
④	農業災害補償法に基づく農業 共済組合検査	○	○						○	○	○	○						
⑤	社会福祉法人等の指導監査	○	○	○		○	○			○	○	○	○		○			
⑥	生活衛生同業組合等への検査																	
⑦	消費生活協同組合法による検 査	○	○						○	○		○		○				
⑧	私立学校運営費補助金執行状 況等検査	○	○						○	○		○		○				
⑨	商工会法に基づく検査																	
⑩	商工会議所法に基づく検査																	
⑪	中小企業団体の検査																	
⑫	職業能力開発促進法に基づく 業務及び会計実地検査														○			
⑬	大分県信用保証協会検査	○	○						○	○								
⑭	土地改良区等の検査	○	○						○	○	○	○						
⑮	農業会議検査																	
1	社会福祉施設(児童福祉施設) の指導監査	○	○	○		○	○			○			○		○			
2	社会福祉施設(認可外保育施 設)の指導監査	○	○	○					○	○			○					
3	児童福祉施設(児童館)指導監 査	○	○						○	○			○					
4	介護サービス事業者の実地指 導	○	○	○					○	○		○	○		○	○		
5	大分県介護サービス事業者業 務管理体制確認検査	○		○					○	—	—							
6	社会福祉施設(老人福祉施設) の指導監査	○	○	○		○	○			○		○	○		○			
7	社会福祉施設(障害、社会接 触、生活保護施設)の指導監査	○	○	○		○	○			○			○		○			
8	指定障害福祉サービス事業者 等の実地指導及び監査	○	○	○					○	○			○		○	○		
9	病院への立入検査	○	○						○	○		○	○		○			
10	産業廃棄物立入検査	○	○	○		○			○	○		○			○			
11	特定事業場及び有害物質貯蔵 指定事業場立入検査	○	○			○	○	○		○		○	○	○	(口頭)	○		
12	ばい煙発生施設等報告及び立 入検査	○	○	○		○			○	○		○	○	○	(口頭)	○		
13	火薬類取締法に係る立入検査																	
14	火薬類の製造、販売、火薬庫に 対する立入検査	○		○					○	○		○	○					
15	麻薬及び向精神薬取扱者等の 立入検査	○		○					○	○		○	○					
16	風俗営業の営業所に対する立 入り	○		○					○	○		○	○					
17	自動車運転代行業立入検査	○		○		○	○			○		○	○					
18	JAS法による立入検査	○	○	○		○	O(合同立 入調査分)			○		○		○	(口頭)	○	O(振興局 によっては)	
19	水質汚濁性農業使用者への立 入検査	○	○	○						○	○				○(口頭)			
20	飼料使用者への立入検査	○		○					○	—	—							
21	用途限定米穀の流通調査	○		○					○	—	—							
22	米穀の流通記録・保存・産地情 報伝達調査	○		○					○	—	—							
23	食品衛生施設の監視指導	○	○	○		○	○			○		○	○	○	(口頭)	○		
24	動物薬事検査	○		○					○	○		○	○					
25	旅行業者立入検査	○	○	○					○	○			○			○		
26	不当景品類及び不当表示防 止法による立入検査															○		
27	建築士法に基づく立入検査	○		○					○	○			○		○			
28	消費生活用製品安全法による 立入検査	○		○					○	—	—							
29	資金業立入検査	○	○						○		○	○						
30	宅地建物取引業者への報告及 び検査	○	○	○					○	○			○			○		
31	液化石油ガス法に基づく立入検 査	○	○	○					○	○		○	○	○	(口頭)			
32	薬局、店舗販売業、管理医療機 器販売業への立入検査	○	○	○					○	○		○	○			○		
33	動物取扱業者に対する検査	○		○		○	○			○		○	○	○	(口頭)	○		○
34	家畜伝染病予防法第51条に基 づく立入検査	○		○		○			○		○		○					
35	食鳥処理場等の立入検査	○		○		○	○			○		○						
計	50 検査等	42	28	30	0	16	13	7	26	35	2	22	27	10	19	4	4	0

(注)「改善状況報告の徴収」欄中の「—」の記載は、検査等の結果、措置を求める事案がなかったものを表している。

検査等別監査結果票

[・団体検査 No. ① ~ No. ⑯
・業務検査 No. 1 ~ No. 35]

(票中の該当箇所を■で示している。)

検査等の番号・名称		① 農業協同組合の常例検査			
概要	根拠法令等	農業協同組合法第94条第4項			
	目的及び内容	合法性、合目的性、合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実効を確保し、もって組合の適正な事業運営を促進し、農業の健全な発達に資すること			
要	対象団体等	総合農協及び専門農協			
	対象団体等の数	8			
実施計画	平成24年度検査等実施数	7			
	所管部課	農林水産部 団体指導・金融課			
① 実施要綱等	実施要綱等	有 ■		無 □	
	マニュアル等	有 ■		無 □	
実施状況	実施頻度	総合農協(1年に1回)、専門農協(2年に1回)			
	実施計画	有 ■		無 □	
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
計画	計画数	4	7	7	
	実施数	4	7	7	
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 5~8名				
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国■、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□				
	2 連携の具体例 <u>内容：検査等を合同実施</u>				
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □				
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 ■、ウ 無 □				
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □				
	<u>内容：検査年報を送付</u>				
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 ■ 無 □				
⑤ 不適正事案等への対応	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 ■、エ 無 □				
	<u>内容：農協指導班が実地及び書面で措置状況を確認</u>				
その他	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □				
<u>内容：改善命令書の送付</u>					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査の効果を上げる目的で、平素の現金の管理状況等を確認する立入検査を、初めに無通告で行い、後日、本検査を実施するなどの工夫がなされていた。 ・ 国と県とが合同で検査を実施する要請検査の制度を活用して、検査の手法等を学んでいた。 ・ 団体における内部統制については、検査には監事の立会いを求め、団体経理の適正運営へ向けた認識を持たせる機会についていた。 					

検査等の番号・名称		② 水産業協同組合の常例検査		
概要	根拠法令等	水産業協同組合法第123条第4項		
	目的及び内容	合法性、合目的性、合理性の観点から組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別指導の実効を確保し、もって組合の適正な事業運営を促進し、水産業の健全な発達に資すること		
要	対象団体等	沿海地区漁協、業種別漁協、内水面漁協		
	対象団体等の数	14		
	平成24年度検査等実施数	7		
	所管部課	農林水産部 団体指導・金融課		
①実施	実施要綱等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
	要綱等 マニュアル等	有	<input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
実施計画	実施頻度	沿海地区漁協(年に1回)、業種別及び内水面漁協(3年に1回)		
	実施計画	有	■	無 <input type="checkbox"/>
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	4	6	7
③実施体制	実施数	4	6	7
	1 組織体制 1 検査等当たり3~9名			
関係機関との連携	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：検査等の実施、検査指摘事項等の改善指導の実施</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 ■、ウ 無 <input type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：検査年報を送付</u>			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 ■ 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 ■、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：漁業管理課が実地及び書面で措置状況を確認</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：改善命令書の送付</u>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 検査の効果を上げる目的で、平素の現金の管理状況等を確認する立入検査を、初めに無通告で行い、後日、本検査を実施するなどの工夫がなされていた。 団体における内部統制については、検査には監事の立会いを求め、団体経理の適正運営へ向けた認識を持たせる機会にしていた。 			

検査等の番号・名称		③ 森林組合の常例検査		
根拠法令等		森林組合法第111条第4項		
目的及び内容		合法性、合目的性、合理性の観点から組合の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合に対する個別指導の実効を確保し、もって組合の適正な事業運営を促進し、林業の健全な発達に資すること		
対象団体等		森林組合		
対象団体等の数		13		
平成24年度検査等実施数		6		
所管部課		農林水産部 団体指導・金融課		
① 実施要綱等	実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
② 実施頻度 実施計画	実施頻度	2年に	1回	(年間件)
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度
③ 実施体制	計画数	6	7	6
	実施数	6	7	6
	1 組織体制 1 検査等当たり 3~4名			
④ 関係機関との連携	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □			
	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：検査指摘事項等の改善指導の実施</u>			
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 ■、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □			
	<u>内容：検査年報を送付</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □			
⑤ 不適正事案等への対応	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 ■、エ 無 □			
	<u>内容：林務管理課が実地及び書面で措置状況を確認</u>			
	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■			
その他	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■			
	<u>内容：</u>			
団体における内部統制については、検査には監事の立会いを求め、団体経理の適正運営へ向けた認識を持たせる機会にしていた。				

検査等の番号・名称		④ 農業災害補償法に基づく農業共済組合検査				
概要	根拠法令等	農業災害補償法第142条の3				
	目的及び内容	農業災害補償制度における農業共済組合の事業運営の適正化に資するため、各農業共済組合に対し、合法性、合目的性、及び合理性の観点から組合の業務及び会計の実態を把握する。				
	対象団体等	農業共済組合				
	対象団体等の数	4				
平成24年度検査等実施数	12					
	所管部課	農林水産部 団体指導・金融課				
実施計画	① 実施要綱等	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	
	② 実施頻度	1年に	1回	(年間)	件	
	実施計画	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>	
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
	計画数	10	10	12		
	実施数	10	10	12		
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 3~4名					
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>					
	関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input checked="" type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>				
		2 連携の具体例 <u>内容：検査結果・情報の共有</u>				
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>					
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>					
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>					
	内容： 4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>					
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>					
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>					
	内容：					
その他						

検査等の番号・名称		⑤ 社会福祉法人等の指導監査		
概要	根拠法令等	社会福祉法第56条・第70条		
	目的及び内容	適正な法人運営と円滑な社会福祉事業経営の確保を目的に、法人の運営、事業内容及び管理体制等について検査する。		
	対象団体等	社会福祉法人及び財團法人		
	対象団体等の数	260		
	平成24年度検査等実施数	148		
	所管部課	福祉保健部 監査指導室		
実施計画	① 実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	② 実施頻度	2年	1回 (年間)	件
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	144	137	142
	実施数	145	136	148
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 2名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 連携の具体例 <u>内容：検査結果で指摘事項があれば関係課にも情報提供し、文書通知する際は、関係課に合議している。</u>			
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
⑤ 不適正事案等への対応	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：行政処分を視野に入れた特別監査を実施</u>			
	<ul style="list-style-type: none"> 国的通知を基に重点項目等を加えた実施要綱等を毎年作成し、前年度の指導監査で指摘の多かった事項については次年度の実施要綱等に反映させていた。 指導監査においてはチェック票（監査調書）を用い、監査項目ごとの確認事項を、備考欄に記された基準に照らしてチェックすることで、おのずと指導区分まで特定できるように工夫されていた。 あらかじめ資料の提出を求め、検査箇所を絞って行うなど、限られた人員・時間の中で指導監査が効率的に行われていた。 			

検査等の番号・名称		⑥ 生活衛生同業組合等への検査			
概要	根拠法令等	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条			
	目的及び内容	生活衛生関係営業者等の経営を健全化させ衛生水準の維持向上を図る事を目的とし、財産の状況が健全であるか、事業計画に従い事業を適切に運営しているか、役員が法令の規定に基づく処分又は定款に違反していないかなどを確認して指導を行う。			
	対象団体等	生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等			
	対象団体等の数	12			
実施計画	平成24年度検査等実施数	0			
	所管部課	生活環境部 食品安全・衛生課			
	① 実施要綱等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
	要綱等 マニュアル等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
実施計画	② 実施頻度	年に	回	(年間)	件
	実施計画	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
業務執行状況等の把握方法	計画数	未定	未定	未定	未定
	実施数	0	0	0	0
	業務執行状況等の把握方法	検査の対象となる団体等のうち都道府県指導センターのみではあるが、「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」に基づく報告を求めることや、対象団体の総会等に出席することなどを通じて、団体等の状況確認に努めている。			
③ 実施体制	1 組織体制				
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他 □、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	2 連携の具体例 内容 :				
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 <input type="checkbox"/>				
	3 同業他団体等への周知 内容 :	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 内容 :	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 □、エ 無 <input type="checkbox"/>				
	内容 :				
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
その他		法律の目的が業界の振興であり、立入検査が振興の妨げにならないよう必要な場合に立ち入って検査できるとされ、定期的な検査は想定されていない。			

検査等の番号・名称		(7) 消費生活協同組合法による検査		
概要	根拠法令等	消費生活協同組合法第94条		
	目的及び内容	生協の運営、事業経営について検査を行うことにより、事業の適正かつ円滑な運営の確保を図る事を目的とし、運営を行っていく中で、業務執行の状況を確認したり、経営が適正になされているかという観点から会計の状況を確認する。		
	対象団体等	消費生活協同組合・生活協同組合連合会		
	対象団体等の数	14		
実施計画	平成24年度検査等実施数	4		
	所管部課	生活環境部 県民生活・男女共同参画課		
	①実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
実施計画	②実施頻度	年に <input type="checkbox"/> 回 (年間 <input type="checkbox"/> 3件)		
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度
		計画数	3	2
		実施数	3	2
実施体制	③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2名 2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：</u>		
	④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>		
		4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>		
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
<u>内容：外部からの情報提供を受け、周辺情報を整理した上で、当該団体等に対して、臨時の立入検査を行った。</u>				
その他	所管官庁(厚生労働省)による研修制度もないため、知識や技法を習得する機会に恵まれていない。			

検査等の番号・名称		⑧ 私立学校運営費補助金執行状況等検査		
概要	根拠法令等	私立学校振興助成法第12条		
	目的及び内容	私立学校の教育条件の維持・向上、保護者等の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高めるため、業務執行の状況や会計の状況を確認する。		
	対象団体等	学校法人等		
	対象団体等の数	53		
	平成24年度検査等実施数	5		
実施計画	所管部課	生活環境部 私学振興・青少年課		
	①実施実施要綱等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	②実施頻度	概ね5年に 1回 (年間 件)		
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	11	13	6
	実施数	1	4	5
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	2 連携の具体例 <u>内容：</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：幼稚園連合会の会議開催時に説明</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：不正経理等の疑義を受け、特別検査を実施（16年度）</u>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から、検査対象の全学校法人に対して事務点検表による自己点検を実施している。 検査に当たっては会計帳簿を確認するので、簿記会計知識は必要であるが、職員の自己啓発に任せている面が大きい。 			

検査等の番号・名称		⑨ 商工会法に基づく検査					
概要	根拠法令等	商工会法第58条第5項（第50条第1項を準用）					
	目的及び内容	商工会の運営について立入検査を行うことによって、商工会法の適正かつ円滑な実施を確保を図ることを目的とする。県は監督行政として、商工会連合会の状況を的確に把握する必要がある。 そのため、必要がある場合には商工会連合会に対して業務に関する報告を求め、さらに職員の立入検査を行う。					
要	対象団体等	商工会連合会					
	対象団体等の数	1					
	平成24年度検査等実施数	0					
	所管部課	商工労働部 商工労働企画課					
実施計画	① 実施要綱等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>		
	要綱等 マニュアル等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>		
	② 実施頻度	年に	回	(年間)	件		
実施状況	実施計画	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>		
	年度	平成22年度		平成23年度			
	計画数	未定		未定			
業務執行状況等の把握方法	実施数	0		0			
	法令に基づく検査は、事件や事故等が発生したような場合などに限定して実施することとしており、通常は、補助金執行の適正化を確認する観点から、独自に要領、マニュアルあるいは調査調書等を定め、主管課及び振興局において定期的な実施調査を実施している。						
③ 実施体制	1 組織体制						
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	2 連携の具体例 内容：						
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 <input type="checkbox"/>						
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 <input type="checkbox"/>						
	3 同業他団体等への周知 内容：	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>		
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 内容：	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>		
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 □、エ 無 <input type="checkbox"/> 内容：						
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
その他							

検査等の番号・名称		⑩ 商工会議所法に基づく検査							
根拠法令等		商工会議所法第58条第1項							
概要		法律（商工会議所法）の適正かつ円滑な実施を確保するため必要な限度において、商工会議所に対する検査について定めたもの。県知事または経済産業大臣は、必要があるときは、その職員を商工会議所に派遣して、実地検査をさせることができる。この検査は、この法律（商工会議所法）の適正かつ円滑な実施を確保するために必要がある場合にのみ認められ、必要な範囲に限定される。							
対象団体等		商工会議所							
対象団体等の数		10							
平成24年度検査等実施数		0							
所管部課		商工労働部 商工労働企画課							
①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	実施要綱等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	実施頻度	年に <input type="checkbox"/> 回 (年間 <input type="checkbox"/> 件)							
	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>						
②実施状況 実施計画	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度					
	計画数	未定	未定	未定					
	実施数	0	0	0					
業務執行状況等の把握方法		法令に基づく検査は、事件や事故等が発生したような場合などに限定して実施することとしており、通常は、補助金執行の適正化を確認する観点から、独自に要領、マニュアルあるいは調査調書等を定め、主管課及び振興局において定期的な実施調査を実施している。							
③実施体制	1 組織体制								
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>								
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/>								
	2 連携の具体例 内容：								
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>								
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input type="checkbox"/>								
	3 同業他団体等への周知 内容：	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>						
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 内容：	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>						
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>								
	内容：								
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>								
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>								
その他									

検査等の番号・名称		(1) 中小企業団体の検査			
根拠法令等		中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(中小企業等協同組合法第105条の4第1項を準用)・第93条第1項			
概要		組合の業務若しくは会計の状況について検査を行うことにより、組合の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることを目的とし、組合の業務若しくは会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の处分若しくは定款、規約、共済規程若しくは火災共済規程に違反する疑いがないか、又は組合の運営が著しく不当である疑いがないか、その組合の業務若しくは会計の状況を検査する。			
対象団体等		協業組合、商工組合			
対象団体等の数		30			
平成24年度検査等実施数		0			
所管部課		商工労働部 商工労働企画課			
① 実施要綱等 要綱等	実施要綱等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
② 実施頻度 実施計画	実施頻度	年に <input type="checkbox"/>	回 <input type="checkbox"/>	(年間 <input type="checkbox"/>	件 <input type="checkbox"/>
	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
	実施状況	年度 計画数 実施数	平成22年度 未定 0	平成23年度 未定 0	平成24年度 未定 0
業務執行状況等の把握方法		法令に基づく検査は、事件や事故等が発生したような場合などに限定して実施することとしており、通常は、大分県中小企業団体中央会が組合を対象に任意の監査指導を実施しており、その結果報告を受けることにより、組合の業務遂行状況等を把握している。			
③ 実施体制 関係機関との連携	1 組織体制 未定				
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
④ 実施結果の取扱い	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input checked="" type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 連携の具体例 内容: 大分県中小企業団体中央会が監査指導を行い、終了後、監査実施報告書を提出させている。				
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
その他					

検査等の番号・名称		(12) 職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査			
概要		根拠法令等 職業能力開発促進法第74条第1項			
目的及び内容		職業能力開発における民間の中核団体たる大分県職業能力開発協会の適正かつ円滑な運営の確保を図るために、技能検定等の執行状況や補助金を含む会計処理が適正か等の観点から確認を行う。			
対象団体等		大分県職業能力開発協会			
対象団体等の数		1			
平成24年度検査等実施数		0			
所管部課		商工労働部 雇用・人材育成課			
(1) 実施要綱等 要綱等	実施要綱等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>
(2) 実施頻度 実施計画	実施頻度	2年に	1回	(年間)	件)
	実施計画	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
実施計画	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	0	1	0	
	実施数	0	1	0	
(3) 実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2名				
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 ■				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無■				
	2 連携の具体例 内容：				
(4) 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □				
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 □				
	3 同業他団体等への周知 内容：	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 内容：	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 □、エ 無 □				
	内容：				
(5) 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □				
	内容：他県での事例を踏まえて注意喚起の文書を発出した。				
その他	チェックリストは作成している。				

検査等の番号・名称		(13) 大分県信用保証協会検査		
概要	根拠法令等	信用保証協会法第35条		
	目的及び内容	信用保証協会の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、組織体制・業務内容・コンプライアンス遵守等業務運営全般に関して適切になされているかという観点から検査を行う。		
要件	対象団体等	大分県信用保証協会		
	対象団体等の数	1		
	平成24年度検査等実施数	1		
	所管部課	商工労働部 経営金融支援室		
実施計画	①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	②実施頻度 実施計画	2年に 1回	(年間 件)	
	実施状況	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	0	0	1
	実施数	0	0	1
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 連携の具体例 <u>内容：検査の合同実施、情報共有</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：結果に対する措置命令権限が県にない。</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
その他				

検査等の番号・名称		(14) 土地改良区等の検査			
根拠法令等		土地改良法第132条第1項			
目的及び内容		土地改良区等の組織及び運営が適切であるか検査することにより、土地改良事業の円滑な施行に資することを目的に定款、規約、土地改良事業計画等の内容の検証、会計帳簿や財産等の管理状況等の会計処理が適切に行われているか確認する。			
対象団体等		土地改良区			
対象団体等の数		94			
平成24年度検査等実施数		27			
所管部課		農林水産部 農村整備計画課			
(1) 実施要綱等	実施要綱等	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
(2) 実施頻度	実施頻度	3年に	1回	(年間)	件
	実施計画	有	<input checked="" type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
実施計画	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	29	34	27	
	実施数	22	30	27	
(3) 実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2~3名				
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国■、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□				
	2 連携の具体例 <u>内容：検査の合同実施</u>				
(4) 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □				
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■				
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：土地改良事業団体連合会の研修会で注意喚起している。</u>				
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □				
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：実地で確認すべき点は次回検査時に確認</u>				
(5) 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■ <u>内容：</u>				
その他	土地改良事業団体連合会が主催する土地改良事業団体連合会職員及び各土地改良区の監事、事務職員を対象とした研修会に出向いて、検査結果を踏まえた注意喚起を行っている。				

検査等の番号・名称		(15) 農業会議検査				
概要	根拠法令等	農業委員会等に関する法律第53条				
	目的及び内容	農業会議に対する監督のため、業務又は会計の状況について検査する。				
要実施計画	対象団体等	大分県農業会議				
	対象団体等の数	1				
	平成24年度検査等実施数	0				
	所管部課	農林水産部 農地農振室				
①実施要綱等 実施計画	実施要綱等	有	<input type="checkbox"/>	無	■	
	マニュアル等	有	<input type="checkbox"/>	無	■	
	実施頻度	年に	回	(年間)	件)	
	実施計画	有	<input type="checkbox"/>	無	■	
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		計画数	未定	未定	未定	
		実施数	0	0	0	
業務執行状況等の把握方法		「大分県公社等外郭団体に関する指導指針」に基づき、当該団体の財務等の状況について報告を受けることで、業務遂行状況等の把握に努めている。				
③実施体制	1 組織体制					
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 ■					
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無■					
	2 連携の具体例 内容：					
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □					
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 □					
	3 同業他団体等への周知 内容：		有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 内容：		有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 □、エ 無 □					
	内容：					
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■					
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■					
その他						

検査等の番号・名称		1 社会福祉施設（児童福祉施設）の指導監査		
概要	根拠法令等	児童福祉法第46条		
	目的及び内容	適正な児童福祉施設運営の確保を目的に、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等、施設の運営管理が適正に実施されているかどうかを確認する。		
	対象団体等	児童福祉施設（乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・保育所・児童家庭支援センター・障害児入所施設・児童発達支援センター）		
	対象団体等の数	247		
	平成24年度検査等実施数	247		
	所管部課	福祉保健部 監査指導室		
実施計画	① 実施要綱等 要綱等 マニュアル等	有 ■	無 □	
	② 実施頻度 実施計画	1年に1回	(年間件)	
	有 ■	無 □		
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	244	244	247
	実施数	244	243	247
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 2名以上			
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：検査結果で指摘事項があれば関係課にも情報提供し、文書通知する際は、関係課に合議している。</u>			
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 □、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 □ 無 ■ <u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>			
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □ <u>内容：行政処分を視野に入れた特別監査を実施</u>			
その他	・ 国の通知を基に重点項目等を加えた実施要綱等を毎年作成し、前年度の指導監査で指摘の多かった事項については次年度の実施要綱等に反映させていた。 ・ あらかじめ資料の提出を求め、検査箇所を絞って行うなど、限られた人員・時間の中で指導監査が効率的に行われていた。			

検査等の番号・名称		2 社会福祉施設（認可外保育施設）の指導監査		
概要	根拠法令等	児童福祉法第59条		
	目的及び内容	適正な保育内容及び保育環境の確保のため、認可外保育施設指導監督基準等に基づき、児童の処遇等の保育内容や、保育従事者数、施設設備等の保育環境が適正に確保されているか否かを確認する。		
実施状況	対象団体等	認可外保育施設		
	対象団体等の数	61		
実施計画	平成24年度検査等実施数	30		
	所管部課	福祉保健部 監査指導室		
①実施要綱等	実施要綱等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
②実施頻度	実施頻度	1年に1回 (年間 件)		
	実施計画	有	■	無 <input type="checkbox"/>
③実施体制	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	39	40	30
	実施数	39	40	30
④実施結果の取扱い	1 組織体制 1 検査当たり 2名			
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □			
⑤不適正事案等への対応	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：こども子育て支援課との連絡会において、立入検査の指摘事項を伝えている</u>			
その他	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■			
その他	3 同業他団体等への周知 有 □ 無 ■ <u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □			
その他	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>			
	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■			
その他	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■ <u>内容：</u>			

検査等の番号・名称		3 児童福祉施設（児童館）指導監査		
概要	根拠法令等	児童福祉法第46条		
目的及び内容		地域における児童健全育成の拠点施設としての児童館の適切な運営の確保を図ることを目的に、職員配置、管理・運営、施設の状況、収支決算、及び施設利用状況が適切かどうかを確認する。		
対象団体等	社会福祉法人及び財団法人 ※公立は行政監査の対象から除外			
対象団体等の数	7 (民立) ※参考：32 (公立)			
平成24年度検査等実施数	3			
所管部課	福祉保健部 こども子育て支援課			
①実施要綱等	有 ■	無 □		
要綱等マニュアル等	有 ■	無 □		
②実施頻度	2年に1回 (年間件)			
実施計画	有 ■	無 □		
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	1	6	3
	実施数	1	6	3
③実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 2名以上 2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 □			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□ 2 連携の具体例 <u>内容：財務面の検査については、監査指導室の職員の助力を得ている。</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □ 2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■ 3 同業他団体等への周知 <u>内容：</u> 4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 <u>内容：</u> 5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 <u>内容：</u> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 <u>内容：</u>			
その他	政令では1年に1回以上行うよう定めている指導監査を、本県の実施要領では実施頻度を2年に1度と、政令を下回る基準になっていた。			
意見	実施要領を法令等に従ったものに改める必要がある。			

検査等の番号・名称		4 介護サービス事業者の実地指導		
概要 根拠法令等		介護保険法第24条・第83条・第115条の7		
目的及び内容		介護給付等対象サービスの質の確保及び介護保険給付の適正化を図る。 ① 政策上の重要課題である「高齢者虐待防止」、「身体拘束廃止」等に基づく運営上の指導 ② 不適切な報酬請求防止のため、報酬請求上において、特に加算・減算について重点的に指導		
対象団体等		介護サービス事業所		
対象団体等の数		5,594		
平成24年度検査等実施数		88		
所管部課		福祉保健部 監査指導室		
実施計画	① 実施要綱等	有 ■	無 □	
	要綱等 マニュアル等	有 ■	無 □	
	② 実施頻度	2年に 1回	(年間 件)	
	実施計画	有 ■	無 □	
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	106	132	78
	実施数	109	135	88
③ 実施体制		1 組織体制 1 検査等当たり 2名 2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □		
関係機関との連携		1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村■、エ その他□、オ 無□ 2 連携の具体例 <u>内容：市町村職員に対する研修の実施</u>		
④ 実施結果の取扱い		1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □ 2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■ 3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：対象事業者に対し、集団指導を実施</u> 4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □ 5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>		
⑤ 不適正事案等への対応		1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □ 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □ <u>内容：行政処分を視野に入れた監査を実施</u>		
その他		介護老人福祉施設に対しては、2年に1回実施。介護老人保健施設に対しては、6年に1回程度を目処に実施。居宅サービス事業者に対しては、必要に応じて実施。		

検査等の番号・名称		5 大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査			
概要	根拠法令等	介護保険法第115条の33			
	目的及び内容	介護サービス事業者に義務付けられている法令等遵守に向けた取組を進めるため、業務管理体制の届出内容と整備・運用状況について報告を求め、整備した業務管理体制が有効に機能する仕組みとなっているか確認する。			
実施計画	対象団体等	介護サービス事業者			
	対象団体等の数	750			
実施計画	平成24年度検査等実施数	116			
	所管部課	福祉保健部 高齢者福祉課			
①実施要綱等	実施要綱等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
②実施頻度	実施頻度	6年に	1回	(年間)	件
	実施計画	有	■	無	<input type="checkbox"/>
③実施体制	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	0	108	118	
	実施数	0	108	116	
④実施結果の取扱い	1 組織体制	1 検査当たり1名			
	2 職員研修	ア 部局内	<input type="checkbox"/>	イ 国主催	■
④実施結果の取扱い	関係機関との連携	2 連携の有無	ウ その他	<input type="checkbox"/>	エ 無 <input type="checkbox"/>
		ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村■、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>	2 連携の具体例 <u>内容：届出をしないで廃業した業者についての情報受理</u>		
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例	有	<input type="checkbox"/>	無	<input type="checkbox"/>
その他	内容：				
	・ 平成24年度は検査の結果、措置を求める事案はなかった。				
その他	・ 「業務管理体制報告書」を各事業者が作成し、それをチェックする書面検査である。				

検査等の番号・名称		6 社会福祉施設（老人福祉施設）の指導監査		
根拠法令等		社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、介護保険法第24条・第90条		
目的及び内容		適正な老人福祉施設運営の確保 ・適切な入所者待遇の確保 ・社会福祉施設運営の適正実施の確保 ・前年度の指導事項の改善状況の確認		
対象団体等		老人福祉施設		
対象団体等の数		100		
平成24年度検査等実施数		100		
所管部課		福祉保健部 監査指導室		
①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	実施要綱等	有 ■	無 □	
	要綱等 マニュアル等	有 ■	無 □	
②実施頻度 実施計画	実施頻度	1年に 1回	(年間 件)	
	実施計画	有 ■	無 □	
③実施体制 実施体制	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	89	90	100
	実施数	90	90	100
④実施結果の取扱い 実施結果の取扱い	1 組織体制 1 検査等当たり 2名～3名			
	2 職員研修 ア 部局内 ■ 、イ 国主催 ■ 、ウ その他 □ 、エ 無 □			
⑤不適正事案等への対応 不適正事案等への対応	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：情報の共有、指導監査への職員の同行</u>			
⑥その他 その他	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □ 、イ 口頭 □ 、ウ 併用 ■ 、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■ 、イ 報告書その他 □ 、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：年度末に該当施設に対し、集団指導を行う。</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■ 、イ 書面 ■ 、ウ その他 □ 、エ 無 □ <u>内容：報告書に改善済みの証拠書類が添付されるので、それで確認できる範囲は確認する。それ以外は、次回監査時に実地で確認する。</u>			

検査等の番号・名称		7 社会福祉施設（障害、社会授産、生活保護施設）の指導監査		
概要	根拠法令等		社会福祉法第70条、身体障害者福祉法第39条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条・第48条・第81条、生活保護法第44条	
	目的及び内容		上記事業の関係施設における事業経営について指導監査を行うことにより、社会福祉事業の適正かつ円滑な運営の確保を図る。 利用者の利益保護の観点から、人員、設備及び運営の基準に沿った施設運営及びサービスの提供がなされているかの確認や、自立支援給付に係る費用の適正な請求という観点から会計の状況を確認する。	
要件	対象団体等		障害、社会授産及び生活保護関係施設	
	対象団体等の数		45	
	平成24年度検査等実施数		49	
	所管部課		福祉保健部 監査指導室	
実施計画	① 実施要綱等	有 ■	無 □	
	要綱等 マニュアル等	有 ■	無 □	
	② 実施頻度	1年に 1回	(年間 件)	
実施計画	実施計画	有 ■	無 □	
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	68	58	45
実施体制	実施数	65	55	49
	1 組織体制 1 検査等当たり 2名～3名			
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：指導監査に同行、結果・情報の共有</u>			
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 □、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：年度末に該当施設に対し、集団指導を行う。</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>			
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □ <u>内容：臨時検査等の実施ほか</u>			
その他	<ul style="list-style-type: none"> 国的通知を基に重点項目等を加えた実施要綱等を毎年作成し、前年度の指導監査で指摘の多かった事項については次年度の実施要綱等に反映させていた。 年度末に事業者説明会を実施し、指導監査で不備のあった項目等を掲げて注意喚起を図っている。 			

検査等の番号・名称		8 指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査		
概要	根拠法令等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条・第48条		
	目的及び内容	自立支援給付対象サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図る。 利用者の利益保護の観点から、人員、設備及び運営の基準に沿った事業所運営及びサービスの提供がなされているかの確認や、自立支援給付に係る費用の適正な請求という観点から会計の状況を確認する。		
	対象団体等	指定障害福祉サービス事業所		
要件	対象団体等の数	879		
	平成24年度検査等実施数	178		
	所管部課	福祉保健部 監査指導室		
実施計画	① 実施要綱等 要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	
	② 実施頻度 実施計画	3年に 1回 (年間) 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>		
	実施状況	年度 計画数 実施数	平成22年度 321 155	平成23年度 167 172
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 2名～3名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> ウ その他 <input type="checkbox"/> エ 無 <input type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 連携の具体例 <u>内容：実地指導に同行、結果・情報の共有</u>			
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> イ 口頭 <input type="checkbox"/> ウ 併用 <input checked="" type="checkbox"/> エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：年度末に該当施設に対し、集団指導を行う。</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> ウ その他 <input type="checkbox"/> エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
⑤ 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：行政処分を視野に入れた監査を実施</u>			
その他				

検査等の番号・名称		9 病院への立入検査				
概要	根拠法令等	医療法第25条第1項				
	目的及び内容	立入検査により、病院を科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとすることを目的とし、医療法及び関連法令により規定された人員及び構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて検査する。				
要実施計画	対象団体等	病院				
	対象団体等の数	109				
	平成24年度検査等実施数	109				
	所管部課	福祉保健部 医療政策課				
①実施要綱等	実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
	マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
	実施頻度	1年に1回 (年間 件)				
②実施計画	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>			
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
	計画数	110	110	109		
③実施体制	実施数	110	110	109		
	1 組織体制 1 検査当たり 6～9名					
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 □					
④実施結果の取扱い	関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国■、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□				
		2 連携の具体例 <u>内容：国との合同立入、保健所等の技術職員の同行</u>				
⑤不適正事案等への対応	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □					
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■					
	3 同業他団体等への周知 有 □ 無 ■ <u>内容：</u>					
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □					
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：次回検査（翌年度）に確認</u>					
その他						

検査等の番号・名称		10 産業廃棄物立入検査		
根拠法令等		廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項		
目的及び内容		産業廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等を推進するため、事業者、産業廃棄物処理業者その他の関係者の事務所、事業場、産業廃棄物処理施設のある土地に立ち入り、廃棄物の保管、収集、運搬若しくは処分、産業廃棄物処理施設の構造若しくは維持管理等に関し、帳簿書類その他の物件を検査する。		
対象団体等		産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者		
対象団体等の数		62,000		
平成24年度検査等実施数		11,084		
所管部課		生活環境部 廃棄物対策課		
(1) 実施要綱等	実施要綱等	有 ■	無 □	
	マニュアル等	有 ■	無 □	
(2) 実施頻度	年回 (年間 10,000件)			
	実施計画	有 ■	無 □	
実施計画	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	10,186	10,191	10,179
	実施数	10,369	10,278	11,084
(3) 実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 2~3名			
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国■、イ 部局■、ウ 市町村■、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：「大分県廃棄物不法処理防止連絡会議」を設置しての情報交換、合同立入検査の実施</u>			
(4) 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 ■、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：環境保全協議会、産業廃棄物協会を通じて通知</u>			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 ■ 無 □			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 □、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>			
(5) 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □ <u>内容：県内で生じた木くず破碎施設からの出火事故を受けて、木くず破碎施設を重点的に立入検査を実施した。</u>			
その他	・ 対象数62,000のうち、大部分を占める排出事業者(59,600)については、過去に問題のあった事業者、業種に対して実施している。 ・ 市町村にも県の事務である産業廃棄物処理業者への立入検査が可能となるよう「県職員併任制度」を導入し、市町村に配置された併任職員が、野焼きに対する苦情のように、一般廃棄物と産業廃棄物それぞれの観点から対処しなければならないような案件も併任職員が行うなど、効率性も上がっているえに、併任職員との連携で、地元住民からの苦情対応も円滑に行えている。			

検査等の番号・名称		11 特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査		
概要		水質汚濁防止法第22条		
目的及び内容		公共用水域及び地下水の水質の汚濁による人の健康又は生活環境に係る被害の防止を図るため、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の状況、汚水等の処理の方法等、適切に管理されているかを確認する。		
対象団体等		特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場		
対象団体等の数		4,308		
平成24年度検査等実施数		505		
所管部課		生活環境部 環境保全課		
(1) 実施要綱等 要綱等	実施要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
		有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
(2) 実施頻度 実施計画	実施頻度	3年に1回 (年間 件)		
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度
	計画数	202	229	220
	実施数	609	432	505
(3) 実施体制 関係機関との連携	1 組織体制 1 検査等当たり 1~2名			
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 ■、ウ その他 □、エ 無 □			
	1 連携の有無 ア 国■、イ 部局■、ウ 市町村■、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 内容：水質事故等緊急連絡体制マニュアルを作成し、水質汚濁があった場合に関係機関で連携を取る。			
(4) 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 ■、イ 口頭 □、ウ 併用 □、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 ■、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □			
	内容：			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 ■ 無 □			
(5) 不適正事案等への対応	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 ■、エ 無 □			
	内容：			
	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □			
	内容：水質事故等緊急連絡体制マニュアルに従い、市、土木事務所及び国交省と連携して油漏れ事故に対応した。			
その他	・ 排水基準が適用される大規模な事業場や有害物質を貯蔵または使用している事業場を優先的・計画的に立入検査を実施している。届出施設数の大部分を占める小規模な事業場(3,972)については排水基準等が適用されないことから、必要に応じて立入検査を実施している。 ・ 各保健所において年度当初に計画を定めて実施するものとされている「通常立入検査」については、北部保健所では、苦情の多い業態を対象に届出施設の実態把握を目的とした立入検査を行うなど計画的な立入検査が実施されていた。しかし、他の保健所では、苦情があった場合や事業者から相談を受けた場合、あるいは施設の設置届や変更届等が提出された際に適宜、立入検査を実施していたが、年度当初の計画が定められていなかった。			
意見	計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査の実施を検討する必要がある。			

検査等の番号・名称		12 ばい煙発生施設等報告及び立入検査		
概要	根拠法令等	大気汚染防止法第26条		
	目的及び内容	工場及び事業場で発生するばい煙等の排出や特定粉じんの飛散等の状況を確認し、大気汚染の防止を図るため、施設及び作業の届出が適切に行われていること及び規定された排出制限等を遵守しているかどうかを確認する。		
	対象団体等	ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設を設置する特定事業場及び特定粉じん排出等作業場		
要件	対象団体等の数	451		
	平成24年度検査等実施数	61		
	所管部課	生活環境部 環境保全課		
①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
②実施頻度 実施計画 実施状況 計画	実施頻度	年 <input type="checkbox"/>	回 <input type="checkbox"/>	(年間 件)
	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
③実施体制 関係機関との連携	計画数	未定	未定	未定
	実施数	49	29	61
	1 組織体制 1 検査等当たり 1~2名			
④実施結果 の取扱い	2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	2 連携の具体例 <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 無 <input type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	<u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
その他	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	<u>内容：</u>			
	<u>苦情に対して立入検査を実施した。</u>			

検査等の番号・名称		13 火薬類取締法に係る立入検査					
概要	根拠法令等	火薬類取締法第43条第1項					
	目的及び内容	公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため、製造、貯蔵、消費等に係る技術上の基準の遵守状況等を現地確認及び書類等により検査する。					
要件	対象団体等	火薬類の製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者					
	対象団体等の数	101					
	平成24年度検査等実施数	0					
	所管部課	生活環境部 消防保安室					
実施計画	①実施要綱等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	要綱等 マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	②実施頻度	年 <input type="checkbox"/>	回 <input type="checkbox"/>	(年間 <input type="checkbox"/>	件 <input type="checkbox"/>		
	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
		計画数	未定	未定	未定		
		実施数	30	10	0		
業務遂行状況等の把握方法		火薬の消費場所に対する指導権限が、平成24年度から全て市町村に移行したことに伴い、法第43条に基づく立入検査も市町村が実施することとなった。県に残る立入検査の対象は、火薬の製造や保管等に関する部分となるが、その部分については、法第35条による定期の保安検査により安全確認を行っているため、法第43条に基づく立入検査は、通常の検査としては行わず、必要と判断した場合に実施するものとされている。					
③実施体制	1 組織体制						
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>						
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	2 連携の具体例 内容：						
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>						
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input type="checkbox"/>						
	3 同業他団体等への周知 内容：	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 内容：	有 <input type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>						
	内容：						
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	内容：						
その他							

検査等の番号・名称		14 火薬類の製造、販売、火薬庫に対する立入検査		
概要 根拠法令等		火薬類取締法第43条第2項		
目的及び内容		火薬類による災害の発生防止又は公共の安全維持のため、火薬類の製造所、販売所、保管場所などに立入り、帳簿書類等の確認を行う。		
対象団体等		火薬類製造者、販売者、火薬庫設置者		
対象団体等の数		267		
平成24年度検査等実施数		247		
所管部課		警察本部 生活安全部 生活安全企画課		
①実施 要綱等	実施要綱等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
②実施頻度 実施計画	実施頻度	1年に	1回	(年間) 件)
	実施計画	有	■	無 <input type="checkbox"/>
実施状況 計画	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	記録なし	257	267
	実施数		253	247
③実施体制	組織体制	1 検査当たり 2名		
	職員研修	ア 部局内 ■、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>		
関係機関との連携	連携の有無	ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局■、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>		
	連携の具体例	<u>内容：消防保安室から短期的な火薬庫設置許可をした旨の情報受理</u>		
④実施結果の取扱い	実施結果の通知方法	ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 ■、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>		
	結果の公表	ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 ■		
	同業他団体等への周知	有	■	無 <input type="checkbox"/>
		<u>内容：県火薬類保安協会の会議に出席して説明</u>		
	対象団体等からの措置（改善等）状況の報告	有	■	無 <input type="checkbox"/>
⑤不適正事案等への対応	措置状況の確認方法	ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>		
		<u>内容：</u>		
その他	不適正事案の発生の有無	有	<input type="checkbox"/>	無 ■
	不適正事案の発生時の対応の有無及び事例	有	<input type="checkbox"/>	無 ■
<u>内容：</u>				

検査等の番号・名称		15 麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査		
概要	根拠法令等	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項		
	目的及び内容	正規の薬物が適正に取り扱われていることを検査するため、麻薬及び向精神薬の譲渡、譲受、所持、施用、廃棄等の各段階において、調査、指導、監督を行い、適正な流通を確保する。		
	対象団体等	医療機関、麻薬小売業者、麻薬卸売販売業者、麻薬研究者		
	対象団体等の数	3,744		
実施計画	平成24年度検査等実施数	652		
	所管部課	福祉保健部 薬務室		
	①実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
実施状況	②実施頻度	麻薬(2年に1回)、向精神薬(5年に1回)、年間1回(合同立入)		
	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	未定	未定	未定
実施体制	実施数	760	507	652
	1 組織体制 1 検査当たり 1~2名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	関係機関との連携 1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/> 2 連携の具体例 内容:国と合同立入検査、市町村と情報共有			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 内容:	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 内容:	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
⑤不適正事案等への対応	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 内容:			
	1 不適正事案の発生の有無 内容:	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 内容:	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	その他 ・ 実施要領で通常検査については実施計画・目標を立てるよう定められているが、設定していない。 ・ 実施要領では、違反等がある場合は文書で通知し、軽微なものは口頭指導できる旨を定めているが、処分に及ぶおそれのある、およそ軽微とは思えないものについても口頭指導していた。 ・ 本庁は実施要領で定める立入検査記録により復命しているが、保健所では立入検査記録を使用していない。			
意見	・ 計画の必要性あるいは計画的な実施の妨げになっている要因などを検証し、必要によっては実施頻度等も含めて実施要綱等を見直すなどし、効果的な検査の実施を検討する必要がある。 ・ 口頭で指導できる場合を例示するなどして、文書によるものと口頭ができるものの区分を明確にし、的確な検査結果の通知に努める必要がある。 ・ 現行様式を用いる上での課題を検証し、適切かつ効率的な検査に資するよう、必要に応じて実施要領を見直す必要がある。			

検査等の番号・名称		16 風俗営業の営業所に対する立入り			
概要	根拠法令等	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項			
	目的及び内容	善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業者の遵守事項である営業時間の制限、許可証の掲示、年少者の表示等が適切になされているかなどを確認する。			
実施計画	対象団体等	風俗営業者等			
	対象団体等の数	6,672			
実施計画	平成24年度検査等実施数	1,478			
	所管部課	警察本部 生活安全部 生活安全企画課			
①実施要綱等	実施要綱等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
②実施頻度	実施頻度	年に	回	(年間)	件)
	実施計画	有	■	無	<input type="checkbox"/>
実施計画	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	947	1,334	1,265	
	実施数	1,674	1,489	1,478	
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2名				
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 □				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村■、エ その他□、オ 無□				
	2 連携の具体例 <u>内容：消防法違反の有無について消防署と情報共有</u>				
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 ■、ウ 併用 □、エ 無 □				
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■				
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：業者の会合に出席して説明</u>				
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □				
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>				
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■ <u>内容：</u>				
その他	・ 実施計画は、青少年の健全育成や事件防止等の観点から、各警察署で定める。 ・ 廃業届出がなく営業実態の無い店舗が多数あり、限られた警察職員で行うため、犯罪や少年非行防止の観点から立入りの必要性の高い店舗から実施している。 ・ 検査の着眼点等をまとめた資料を署内で自主的に作成し、ひと月に1回開催する例会の場で署員に配布するなどして、検査の資質向上を図っていた。				

	検査等の番号・名称	17 自動車運転代行業立入検査		
概要	根拠法令等	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項		
	目的及び内容	自動車運転代行業の業務の適正な運営を確保し、交通安全及び利用者の保護を図るために、法律に基づき変更の届出、損害賠償措置等の状況を立入検査し指導監督を行う。		
対象団体等	自動車運転代行業者			
対象団体等の数	123			
平成24年度検査等実施数	123			
所管部課	警察本部 交通部 交通企画課			
①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
②実施頻度 実施計画	実施頻度	1年に	1回 (年間)	件)
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
実施状況 計画	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	119	119	123
	実施数	119	119	123
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2~4名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：情報共有</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input checked="" type="checkbox">、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/>、ウ 無 <input type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：代行業者の連絡会議で説明</u></input>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：次回検査で確認</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
その他				

検査等の番号・名称		18 JAS法による立入検査				
概要	根拠法令等	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項				
	目的及び内容	消費者による農林物資の選択に資するため、JAS法に規定された適正な表示がなされているかについて、製造業者等の工場、ほ場、事務所若しくは倉庫に立入調査する。				
対象団体等	農林物資の製造業者等					
	対象団体等の数	不詳				
平成24年度検査等実施数		42				
所管部課		農林水産部 おおいたブランド推進課				
①実施要綱等	実施要綱等	有 ■	無 □			
	マニュアル等	有 ■	無 □			
②実施頻度		年に6回 (年間 件)				
	実施計画	有 ■	無 □			
実施計画	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
	計画数	未定	未定	未定		
	実施数	110	83	42		
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり1~4名					
	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 □					
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国■、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□					
	2 連携の具体例 内容：合同調査、情報共有					
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □					
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 □、ウ 無 □					
	3 同業他団体等への周知 内容：研修会の開催	有 ■	無 □			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 内容：	有 ■	無 □			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 □、ウ その他 ■、エ 無 □					
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □					
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □					
その他		内容：食品表示等の情報提供に対する調査、研修会の開催				
<ul style="list-style-type: none"> 立入検査は、実施回数で計画されており、年6回の計画は達成されている。 「実施状況」欄の数は、件数である。 						

検査等の番号・名称		19 水質汚濁性農薬使用者への立入検査		
概要	根拠法令等	農薬取締法第13条第3項		
目的及び内容		水質汚濁性農薬の安全かつ適正な使用及び適切な保管管理等を図るために、同農薬の使用可能性が高いゴルフ場での立入りを実施し、保管状況、使用状況、水系・環境への影響について農薬取締員が確認する。		
対象団体等	水質汚濁性農薬使用者（ゴルフ場、農業者等）			
対象団体等の数	不詳			
平成24年度検査等実施数	6			
所管部課	農林水産部 おおいたブランド推進課			
①実施	実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	要綱等マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
②実施頻度	5年に1回	(年間)	件	
実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	6	6	6
	実施数	6	6	6
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり1～2名 2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：国からの農薬使用計画に係る情報受理</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox">、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/>、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：関係団体の会議で説明</u> 4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"> 5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/>、イ 書面 <input type="checkbox"/>、ウ その他 <input checked="" type="checkbox"/>、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：電話で確認</u></input></input>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
その他				

検査等の番号・名称		20 飼料使用者への立入検査			
概要	根拠法令等	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第3項			
	目的及び内容	飼料の安全性を確認するため、牛用飼料に動物性タンパク質が混入されていないかという観点で、畜産農家に立入り、使用する飼料の検査や使用状況の検査を行う。			
要件	対象団体等	畜産農家			
	対象団体等の数	1,724			
平成24年度検査等実施数		33			
所管部課		農林水産部 畜産技術室			
①実施要綱等	実施要綱等	有 ■		無 □	
	マニュアル等	有 ■		無 □	
②実施頻度	実施頻度	年に回 (年間件)			
	実施計画	有 ■		無 □	
実施計画	実施状況 年度	平成22年度		平成23年度	平成24年度
	計画数	36		36	36
	実施数	29		33	33
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり1名				
	2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 ■				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□				
	2 連携の具体例 内容：検査・指導の協力				
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 ■、ウ 併用 □、エ 無 □				
	2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■				
	3 同業他団体等への周知 内容：	有 □		無 ■	
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 内容：	有 □		無 □	
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 □、ウ その他 □、エ 無 □ 内容：				
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■ 内容：				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 本検査は、国が提示した検査・指導方法により実施しており、国が行う飼料の製造段階（メーカー）での立入検査の補完として全国的に行われるものである。 平成24年度は検査の結果、措置を求める事案はなかった。 				

検査等の番号・名称		21 用途限定米穀の流通調査				
概要		主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条				
目的及び内容		米穀の出荷販売業者に対し、主食用以外に用途が限定された用途限定米穀を定められた用途に使用することや、他の米穀との明確な区分管理が行われているか確認するため、用途限定米穀（飼料用米、WCS米等）が定められた用途どおり流通、包装表示されているか検査を行う。				
対象団体等		主要食糧の出荷、販売、輸入、加工若しくは製造を行う者				
対象団体等の数		400				
平成24年度検査等実施数		9				
所管部課		農林水産部 集落・水田対策室				
(1) 実施要綱等	実施要綱等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>	
	マニュアル等	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>	
(2) 実施頻度	年	年に	回	(年間)	件	
	実施計画	有	<input type="checkbox"/>	無	<input checked="" type="checkbox"/>	
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	未定	未定	未定	未定	
	実施数	2	43	9		
		1 組織体制 1 検査等当たり 1～2名				
(3) 実施体制	2 職員研修	ア 部局内	■	イ 国主催	□	
		ウ その他	□	エ 無	□	
関係機関との連携	1 連携の有無	ア 国	■	イ 部局	□	
	2 連携の具体例	ウ 市町村	□	エ その他	□	
(4) 実施結果の取扱い	内容：情報の共有、疑義案件に対する合同の立入検査					
	1 実施結果の通知方法	ア 文書	□	イ 口頭	■	
		ウ 併用	□	エ 無	□	
	2 結果の公表	ア 県のHP	□	イ 報告書	その他 □	
		ウ 無	■			
	3 同業他団体等への周知	有	■	無	□	
	内容：関係機関に対する文書通告及び会議等での周知					
5 措置状況の確認方法	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告	有	□	無	□	
	ア 実地	□	イ 書面	□	エ その他	□
	内容：					
(5) 不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無	有	□	無	■	
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例	有	□	無	■	
	内容：					
その他		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度は検査の結果、措置を求める事案はなかった。 対象団体等の数に比べて検査等実施数が少ないので、国の大分地域センターとの協議により、当面大分地域センターが地域米穀業者についても立入検査を行うこととしているためである。 				

検査等の番号・名称		22 米穀の流通記録・保存・産地情報伝達調査				
概要	根拠法令等		米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律第10条			
	目的及び内容		<ul style="list-style-type: none"> 米穀等の取引において、伝票等記録の作成、保存等が適正に行われているかを検査する。 米を販売・提供する際に産地情報が正確に表示されているか検査する。 			
実施状況	対象団体等		米穀事業者等			
	対象団体等の数		16,000			
	平成24年度検査等実施数		39			
	所管部課		農林水産部 集落・水田対策室			
実施計画	① 実施要綱等		有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	要綱等 マニュアル等		有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	② 実施頻度		年に回 (年間件)			
実施計画	実施計画		有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
		計画数		未定	未定	
		実施数	0	0	39	
③ 実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 1~2名 2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>					
	1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：情報共有</u>					
④ 実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox">、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/>、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 <u>内容：</u> 4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 <u>内容：</u> 5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/>、イ 書面 <input type="checkbox"/>、ウ その他 <input type="checkbox"/>、エ 無 <input type="checkbox"> <u>内容：</u> </input></input>					
	1 不適正事案の発生の有無 <u>内容：</u> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 <u>内容：</u>					
	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>					
	<ul style="list-style-type: none"> 対象団体等の数に比べて検査等実施数が少ないのは、国の大分地域センターとの協議により、当面大分地域センターが地域米穀業者についても立入検査を行うこととしているためである。 平成24年度は検査の結果、措置を求める事案はなかった。 					

検査等の番号・名称		23 食品衛生施設の監視指導		
概要	根拠法令等	食品衛生法第28条		
	目的及び内容	飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、食品の製造・販売施設等について立入検査を行い、施設や人の衛生状況等について問題がないか調査・確認を行う。		
	対象団体等	食品取扱施設		
	対象団体等の数	31,250 (平成23年度末)		
実施計画	平成24年度検査等実施数	16,835		
	所管部課	生活環境部 食品安全・衛生課		
	①実施実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
実施計画	②実施頻度	1年に4回～6年に1回 (年間 件)		
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度
③実施体制	計画数	12,015	11,932	11,864
	実施数	19,107	18,567	16,835
	1 組織体制 1 検査当たり1～4名			
関係機関との連携	2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 □、ウ その他 □、エ 無 □			
	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局■、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無□			
	2 連携の具体例 <u>内容：合同検査等の実施</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □			
	2 結果の公表 ア 県のHP ■、イ 報告書その他 □、ウ 無 □			
	3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：必要に応じて文書送付など</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 ■ 無 □			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 ■、エ 無 □ <u>内容：口頭で確認</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □ <u>内容：食中毒の調査、臨時の検査</u>			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 食品等事業者の業種ごとの施設への監視指導について、過去の食中毒の発生頻度、製造・調理・流通される食品流通の広域性、規模、取扱食品の特殊性などを考慮して、Aランク(年4回以上)～Eランク(2～6年に1回以上)の5段階に分類し、年間の標準監視指導回数を定めているが、年間標準監視指導回数を下回っているものがあった。 食品衛生監視員の技術や知識の向上を図る取組として、九州地区の研究発表会に向けて県独自で予選の発表会を行っていた。 「食の安全確保推進本部」を設けて全府的な連携を図るとともに、保健所や振興局等で食品表示合同立入調査を実施している。 チェックリストの様式や検査結果の記録方法等の定めがないものがあるため、どの項目を確認したかどうか記録されていない例が見受けられた。 軽微な違反事実を発見した場合は、その場で食品衛生指導注意票を交付するよう定めているが、所属で協議した後に交付している例が見受けられた。 		

意 見	<ul style="list-style-type: none">・ 検査の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。・ 検査記録の様式等を定めて記録・保存するなどの手順を整え、検査結果を明示できるように努める必要がある。・ 食品衛生指導注意票を「その場で」交付して改善指導を行うことの意義を検証し、実情に応じた指導方法を検討する必要がある。
--------	--

検査等の番号・名称		24 動物薬事検査			
概要	根拠法令等	薬事法第69条			
	目的及び内容	動物に使用される医薬品の製造、流通、使用等が適切に行われるよう監視するために、薬事法に基づく許可施設に対して立入りを行い、構造設備又は帳簿書類等の確認を行うことにより、法令基準との適合性を検査する。			
対象団体等	動物医薬品の製造業・販売業等				
対象団体等の数	230				
平成24年度検査等実施数	42				
所管部課	農林水産部 畜産振興課				
①実施要綱等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
②実施頻度	6年に 1回 (年間)	(件)			
実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	10	21	18	
	実施数	46	42	42	
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 1~2名 2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> ウ その他 <input type="checkbox"/> エ 無 <input type="checkbox"/>				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：情報共有、合同での検査</u>				
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> ウ 併用 <input type="checkbox"/> エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 <u>内容：動物薬事講習会の開催</u> 4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 <u>内容：動物薬事講習会の開催</u> 5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> ウ その他 <input type="checkbox"/> エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：次回検査時に確認する。</u>				
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 <u>内容：</u> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 <u>内容：</u>				
その他	動物医薬品の製造業・販売業等の許可の更新は、薬事法第4条の規定により6年ごとに行われるため、更新時に検査を実施している。				

検査等の番号・名称		25 旅行業者立入検査		
概要	根拠法令等	旅行業法第26条第3項		
	目的及び内容	旅行業者等に対し、旅行業務に関する取引の公正の維持や旅行業の安全を確保するため、公告や登録票の掲示などについて法令違反がないか確認とともに、旅行者保護のための事故処理体制・緊急時の対応などを確認する。		
実施計画	対象団体等	旅行業者・旅行業者代理業者		
	対象団体等の数	59		
実施計画	平成24年度検査等実施数	5		
	所管部課	企画振興部 観光・地域振興課		
①実施要綱等	実施要綱等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
	要綱等マニュアル等	有	■	無 <input type="checkbox"/>
②実施頻度	年回 (年間5件)	年	回	(年間5件)
	実施計画	有	■	無 <input type="checkbox"/>
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数			
	実施数	0	0	5
③実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり2名以上			
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input checked="" type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 連携の具体例 <u>内容：関係機関との情報共有</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：不適正事案の改善報告を求める通知を送付</u>			
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検査件数は、登録総数の概ね10分の1程度と要領で定めている。 ・ 高速バス事故等の旅行業に関連した事故が全国で多発したことを機に、平成24年度に新たに実施要領を定め、定期的な検査を行っていた。また、全旅行業者及び旅行業者代理業者に自主点検を実施するよう通知していた。 		

検査等の番号・名称		26 不当景品類及び不当表示防止法による立入検査			
概要	根拠法令等	不当景品類及び不当表示防止法第9条			
	目的及び内容	不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為を規制するため、過大な景品や不当表示がある事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項を指示する。			
	対象団体等	不当表示の疑いのある事業者			
	対象団体等の数	不詳			
実施計画	平成24年度検査等実施数	0			
	所管部課	生活環境部 県民生活・男女共同参画課			
	①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>
	②実施頻度 実施計画	年に <input type="checkbox"/> 回 <input type="checkbox"/>	(年間) <input type="checkbox"/>	件 <input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/>
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	未定	未定	未定	
	実施数	0	1	0	
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 2名				
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 連携の具体例 <u>内容：食品表示に係る事案の情報共有</u>				
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input type="checkbox"/>				
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>				
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>				
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>				
	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：苦情に対応した立入検査を実施</u>				
その他					

検査等の番号・名称		27 建築土法に基づく立入検査		
概要	根拠法令等 目的及び内容	建築士法第26条の2 建築士事務所の業務の適正な運営を確保し、もって違反建築物の防止及び建築物の質の向上を図ることを目的とし、県内の建築士事務所に立入り、建築土法を遵守した業務が行われているか検査を行う。		
対象団体等	建築士事務所			
対象団体等の数	974			
平成24年度検査等実施数	20			
所管部課	土木建築部 建築住宅課			
①実施要綱等 要綱等 マニュアル等	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
②実施頻度 実施計画	年 <input type="checkbox"/> 回 <input type="checkbox"/> (年間 <input type="checkbox"/> 件)			
実施状況	年度 計画数 実施数	平成22年度 未定 39	平成23年度 未定 61	平成24年度 未定 20
③実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 1~2名 2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：県民からの情報提供に基づき、立入検査を実施した。</u>			
その他	業務多忙な年度末(2月)を立入検査の強化期間としたため、予定していた建築士事務所との日程調整がつかず、検査の実績が上がっていなかった例があった。			
意見	検査の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。			

検査等の番号・名称		28 消費生活用製品安全法による立入検査		
概要	根拠法令等	消費生活用製品安全法第41条第1項		
	目的及び内容	消費生活用製品の品質に関する表示の適正化を図るため、不当表示がある事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項を指示する。		
要	対象団体等	消費生活用製品の販売事業者		
	対象団体等の数	不詳		
	平成24年度検査等実施数	5		
	所管部課	生活環境部 県民生活・男女共同参画課		
①実施要綱等 実施計画	実施要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>	
	実施頻度	年 <input type="checkbox"/>	回 <input type="checkbox"/>	(年間件)
	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	実施状況 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	未定	未定	未定
	実施数	5	5	5
	③実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 2名 2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 連携の具体例 内容 :		
	④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 内容 :		
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	内容 :			
その他		平成24年度は検査の結果、措置を求める事案はなかった。		

検査等の番号・名称		29 貸金業立入検査			
概要	根拠法令等	貸金業法第24条の6の10第3項			
	目的及び内容	貸金業者の法令等の遵守状況及び業務の運営状況等を把握し、指導を行うことにより、その業務の適正な運営の確保及び資金需要者の利益の保護を図る。 営業所等に臨店し、貸金業者が法令を遵守し、適正な運営を行っているかという観点から業務運営全般について確認する。			
対象団体等	大分県知事登録の貸金業者				
対象団体等の数	8				
平成24年度検査等実施数	8				
所管部課	商工労働部 経営金融支援室				
①実施要綱等 要綱等	実施要綱等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
②実施頻度 実施計画	実施頻度	1年に	1回	(年間)	件)
	実施計画	有	■	無	<input type="checkbox"/>
実施状況 計画	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	10	8	8	
	実施数	10	8	8	
③実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり2～3名				
	2 職員研修 ア 部局内 <input type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 連携の具体例 <u>内容：監督者会議における意見交換</u>				
④実施結果 の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 内容：				
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：次年度の立入検査時に確認</u>				
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 内容：				
その他	研修は特に実施しておらず、担当者同士の引継ぎでそれに代えていた。				

検査等の番号・名称		30 宅地建物取引業者への報告及び検査		
概要	根拠法令等 目的及び内容	宅地建物取引業法第72条第1項 宅地建物取引業を営む者が宅地建物取引業法その他関係法令を遵守して宅地建物取引業の適正な運営を確保できているか把握するため、県内で宅地建物取引業を営む者の事務所等に立入り、帳簿、書類、その他業務に關係のある物件を検査する。		
対象団体等	対象団体等		県内で宅地建物取引業を営む者	
対象団体等の数	864			
平成24年度検査等実施数	24			
所管部課	土木建築部 建築住宅課			
①実施要綱等 要綱等	実施要綱等 マニュアル等	有 ■	無 □	
②実施頻度 実施計画	実施頻度 実施計画	有 ■	無 □	年に回 (年間24件)
実施状況 計画	年度 計画数 実施数	平成22年度 未定 0	平成23年度 24 24	平成24年度 24 24
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり2~3名 2 職員研修 ア 部局内 ■、イ 国主催 □、ウ その他 ■、エ 無 □			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無■ 2 連携の具体例 <u>内容：</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □ 2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■ 3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ <u>内容：法定講習において注意喚起</u> 4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 ■ 無 □ 5 措置状況の確認方法 ア 実地 □、イ 書面 ■、ウ その他 □、エ 無 □ <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 ■ 無 □ 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 ■ 無 □ <u>内容：臨時の立入検査</u>			
その他	新規免許業者(免許取得後3年未満の業者)に重点を置いて調査している。			

検査等の番号・名称		31 液化石油ガス法に基づく立入検査			
概要	根拠法令等	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第83条第3項及び第4項			
目的及び内容	液化石油ガスによる災害を防止するとともに液化石油ガスの取引を適性にし、もって公共の福祉を増進をするために、技術上の基準の遵守状況等を現地確認及び書類等により検査する。				
対象団体等	液化石油ガス販売事業者、保安機関等				
対象団体等の数	274				
平成24年度検査等実施数	33				
所管部課	生活環境部 消防保安室				
①実施要綱等	有	■	無	□	
要綱等 マニュアル等	有	■	無	□	
②実施頻度	年に	回	(年間)	件	
実施計画	有	■	無	□	
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
	計画数	33	50	50	
	実施数	20	46	33	
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 1~2名 2 職員研修 ア 部局内 □、イ 国主催 ■、ウ その他 ■、エ 無 □				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国□、イ 部局□、ウ 市町村□、エ その他□、オ 無■ 2 連携の具体例 内容 :				
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 □、イ 口頭 □、ウ 併用 ■、エ 無 □ 2 結果の公表 ア 県のHP □、イ 報告書その他 □、ウ 無 ■ 3 同業他団体等への周知 有 ■ 無 □ 内容 : 講習会等で前年度の指摘事項を伝える 4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 ■ 無 □ 5 措置状況の確認方法 ア 実地 ■、イ 書面 ■、ウ その他 ■、エ 無 □ 内容 : 口頭				
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 □ 無 ■ 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 □ 無 ■ 内容 :				
その他	<ul style="list-style-type: none"> 立入検査は任意検査であり、人員や他の業務等の状況を踏まえて実施計画を作成し、検査を実施している。 要領には、原則として2名以上で実施すると記載されているが、通常1名で検査を実施することが多い。人員の都合上複数人数での実施は困難である。 前年度の検査結果について指摘事項ごとに結果を整理し、一般社団法人大分県高圧ガス保安協会や一般社団法人大分県LPGガス協会の研修会で伝えて同業者へ注意喚起を行っている。 				

検査等の番号・名称		32 薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査					
概要	根拠法令等	薬事法第69条					
	目的及び内容	<p>構造設備若しくは帳簿書類等、薬事法を遵守しているか確認することを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・薬局等構造設備基準に準じているか ・帳簿書類等の保存ができているか ・医薬品等が安全に管理されているか ・医薬品の情報提供等が正しく行われているか 等 					
要件	対象団体等	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業					
	対象団体等の数	3,401					
	平成24年度検査等実施数	836					
実施計画	所管部課	福祉保健部 薬務室					
	①実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
	要綱等 マニュアル等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
	②実施頻度	3年に1回 (年間 件)					
	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>				
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度			
	計画数	401	426	434			
	実施数	836	662	836			
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 1~2名						
	2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>						
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>						
	2 連携の具体例 <u>内容：会議の際に結果の報告及び情報共有</u>						
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>						
	2 結果の公表 ア 県のHP <input type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input checked="" type="checkbox"/>						
	3 同業他団体等への周知 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>						
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>						
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>						
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>						
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：外部からの情報提供に対応し、立入検査を実施した。</u>						
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理医療機器販売業は届出制であり、対象施設数も多い(2,550)ため、6年に1回程度の頻度で行っている。 ・ 本庁は実施要領で定める立入検査記録により復命しているが、保健所では立入検査記録を使用していない。 						
意見	現行様式を用いる上で課題を検証し、適切かつ効率的な検査等に資するよう、必要に応じて実施要領を見直す必要がある。						

検査等の番号・名称		33 動物取扱業者に対する検査		
概要	根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項		
	目的及び内容	動物の健康保持、近隣の生活環境保全、取引によるトラブル及び安易な販売による飼育放棄を防止するため、動物取扱業者が登録要件を逸脱していないか確認したり、法令等で定めた飼養施設の構造・規模及び動物の管理の方法等の基準を遵守しているかを確認する。		
要実施計画	対象団体等	動物取扱業者		
	対象団体等の数	237		
	平成24年度検査等実施数	81		
	所管部課	生活環境部 食品安全・衛生課		
①実施要綱等	実施要綱等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
	マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
②実施頻度	実施頻度	年 <input type="checkbox"/>	回 <input type="checkbox"/>	(年間 件)
実施計画	実施計画	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>	
実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	未定	未定	未定
	実施数	78	97	81
③実施体制	1 組織体制 1 検査等当たり 1~2名			
	2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>			
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input checked="" type="checkbox"/> 2 連携の具体例 <u>内容：</u>			
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> 2 結果の公表 ア 県のHP <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox">、ウ 無 <input type="checkbox"/> 3 同業他団体等への周知 有 <input checked="" type="checkbox"> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：動物取扱責任者研修会で周知</u></input></input>			
	4 対象団体等からの措置(改善等)状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>			
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input checked="" type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>			
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：他県でニシキヘビやヒグマが逃げ出した事故を踏まえ、緊急の立入検査を実施した。</u>			
その他	原則は2人以上で対応するようになっているが、職員単独で検査している例が多い。			

検査等の番号・名称		34 家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査			
概要	根拠法令等	家畜伝染病予防法第51条			
	目的及び内容	家畜の伝染性疾患を予防するため必要があるときに、畜舎等に立ち入り、衛生管理等の状況を確認する。			
要件	対象団体等	農家			
	対象団体等の数	1,737			
	平成24年度検査等実施数	1,737			
	所管部課	農林水産部 畜産振興課			
①実施要綱等	実施要綱等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
	マニュアル等	有	■	無	<input type="checkbox"/>
	実施頻度	1年に	1回	(年間)	件
実施計画	実施計画	有	■	無	<input type="checkbox"/>
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
		計画数	2,665	2,479	1,737
③実施体制		実施数	2,665	2,479	1,737
	1 組織体制	1 検査当たり 1~3名			
	2 職員研修	ア 部局内	■	イ 国主催	<input type="checkbox"/>
関係機関との連携		ウ その他	■	エ 無	<input type="checkbox"/>
	1 連携の有無	ア 国	<input type="checkbox"/>	イ 部局	■
		ウ 市町村	■	エ その他	■
④実施結果の取扱い	2 連携の具体例	オ 無			
		内容 : 検査に同行してもらう。			
	1 実施結果の通知方法	ア 文書	<input type="checkbox"/>	イ 口頭	■
⑤不適正事案等への対応		ウ 併用	<input type="checkbox"/>	エ 無	<input type="checkbox"/>
	2 結果の公表	ア 県のHP	<input type="checkbox"/>	イ 報告書	その他 ■
	3 同業他団体等への周知	ウ 無	<input type="checkbox"/>	エ 無	<input type="checkbox"/>
その他		内容 : 冊子 (衛生管理基準) の配布	有	■	無
	4 対象団体等からの措置 (改善等) 状況の報告	ウ 無	<input type="checkbox"/>	エ 無	<input type="checkbox"/>
	5 措置状況の確認方法	ア 実地	■	イ 書面	<input type="checkbox"/>
その他		ウ その他	<input type="checkbox"/>	エ 無	<input type="checkbox"/>
	内容 : 次回検査時に確認する。				
	1 不適正事案の発生の有無	有	<input type="checkbox"/>	無	■
その他	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例	有	<input type="checkbox"/>	無	■
		内容 :			
	国が作成した要綱、指針等に基づいて検査を実施している。				

検査等の番号・名称		35 食鳥処理場等の立入検査			
概要	根拠法令等	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条			
	目的及び内容	食鳥処理の衛生的な取扱いについて立入検査することにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の防止を図るため、施設の衛生状況や廃棄状況等を確認し、衛生上問題がないか調査する。			
実施計画	対象団体等	食鳥処理場			
	対象団体等の数	26			
	平成24年度検査等実施数	22			
	所管部課	生活環境部 食品安全・衛生課			
①実施要綱等	実施要綱等	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
	マニュアル等	有 <input type="checkbox"/>	無 <input checked="" type="checkbox"/>		
	実施頻度	1年に2回 (年間 件)			
実施計画	実施計画	有 <input checked="" type="checkbox"/>	無 <input type="checkbox"/>		
	実施状況	年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	計画数	54	50	52	
実施数	31	26	22		
③実施体制	1 組織体制 1 検査当たり 1~2名				
	2 職員研修 ア 部局内 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 国主催 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>				
関係機関との連携	1 連携の有無 ア 国 <input type="checkbox"/> 、イ 部局 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 市町村 <input type="checkbox"/> 、エ その他 <input type="checkbox"/> 、オ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 連携の具体例 <u>内容：鳥インフルエンザ等問題発生時、関係部署で連携</u>				
④実施結果の取扱い	1 実施結果の通知方法 ア 文書 <input type="checkbox"/> 、イ 口頭 <input checked="" type="checkbox"/> 、ウ 併用 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/>				
	2 結果の公表 ア 県のHP <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 報告書その他 <input type="checkbox"/> 、ウ 無 <input type="checkbox"/>				
	3 同業他団体等への周知 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：注意喚起のための文書送付</u>				
	4 対象団体等からの措置（改善等）状況の報告 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>				
	5 措置状況の確認方法 ア 実地 <input checked="" type="checkbox"/> 、イ 書面 <input type="checkbox"/> 、ウ その他 <input type="checkbox"/> 、エ 無 <input type="checkbox"/> <u>内容：</u>				
⑤不適正事案等への対応	1 不適正事案の発生の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>				
	2 不適正事案の発生時の対応の有無及び事例 有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> <u>内容：</u>				
その他	処理施設の稼働が不定期であることなどもあり、年2回以上とする計画が実施されていない施設が見受けられた。				
意見	検査の趣旨を踏まえた効果的な実施が可能となるよう、実態を踏まえて適切な計画作成や進行管理に努める必要がある。				

事前調査を実施した検査等一覧

事前調査を実施した検査等一覧

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
1	大分県市町村職員共済組合監査	地方公務員等共済組合法第144条の27第4項・第144条の29第3項、同法施行令第67条第1項	大分県市町村職員共済組合	市町村振興課
2	立入検査	行政書士法第13条の22	行政書士又は行政書士法人	市町村振興課
3	公立大学法人(大分県立芸術文化短期大学)の立入検査	地方独立行政法人法第88条第1項	地方独立行政法人	政策企画課
4	指定管理者のモニタリング	地方自治法第244条の2第10項	指定管理者	文化スポーツ振興課
5	旅行業者立入検査	旅行業法第26条第3項	旅行業者・旅行業者代理業者	観光・地域振興課
6	社会福祉法人等の指導監査	社会福祉法第56条・第70条	社会福祉法人及び財団法人	監査指導室
7	社会福祉施設(障害、社会授産、生活保護施設)の指導監査	社会福祉法第70条、身体障害者福祉法第39条、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条・第48条・第81条、生活保護法第44条	障害、社会授産及び生活保護関係施設	監査指導室
8	社会福祉施設(児童福祉施設)の指導監査	児童福祉法第46条	児童福祉施設(乳児院・母子生活支援施設・児童養護施設・保育所・児童家庭支援センター・障害児入所施設・児童発達支援センター)	監査指導室
9	社会福祉施設(認可外保育施設)の指導監査	児童福祉法第59条	認可外保育施設	監査指導室
10	指定障害福祉サービス事業者等の実地指導及び監査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第11条・第48条	指定障害福祉サービス事業所	監査指導室
11	社会福祉施設(老人福祉施設)の指導監査	社会福祉法第70条、老人福祉法第18条、介護保険法第24条・第90条	老人福祉施設	監査指導室
12	介護サービス事業者の実地指導	介護保険法第24条・第83条・第115条の7	介護サービス事業所	監査指導室
13	介護サービス事業者の監査	介護保険法第76条	介護サービス事業所	監査指導室
14	介護サービス事業者(介護老人福祉施設)の監査	介護保険法第90条	介護老人福祉施設	監査指導室
15	介護サービス事業者(介護老人保健施設)の監査	介護保険法第100条	介護老人保健施設	監査指導室
16	介護サービス事業者(介護療養型医療施設)の監査	介護保険法第112条	介護療養型医療施設	監査指導室
17	介護予防サービス事業者の監査	介護保険法第115条の7	介護予防サービス事業所	監査指導室
18	病院への立入検査	医療法第25条第1項	病院	医療政策課
19	立入検査	臨床検査技師等に関する法律第20条の5	衛生検査所	医療政策課
20	立入検査	医療法第63条	医療法人	医療政策課
21	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業への立入検査	薬事法第69条	薬局、店舗販売業、管理医療機器販売業	薬務室
22	毒物劇物製造業及び販売業等監視指導に係る立入検査	毒物及び劇物取締法第17条	毒物劇物製造業及び輸入業、毒物劇物販売業	薬務室
23	麻薬及び向精神薬取扱者等の立入検査	麻薬及び向精神薬取締法第50条の38第1項	医療機関、麻薬小売業者、麻薬卸売販売業者、麻薬研究者	薬務室
24	大麻取扱者の立入検査	大麻取締法第21条	大麻取扱者	薬務室
25	覚せい剤・覚せい剤取扱者の立入検査	覚せい剤取締法第32条第1項	覚せい剤・覚せい剤取扱者	薬務室
26	採血事業者立入検査	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第23条第1項	採血事業者	薬務室

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
27	特定給食施設に対する特定給食施設設立入検査等	健康増進法第24条	特定給食施設	健康対策課
28	特別用途食品の検査	健康増進法第27条	特別用途食品の製造施設、貯蔵施設、販売施設	健康対策課
29	執行状況調査	国民健康保険法第4条第2項	国保健康保険組合・国民健康保険団体連合会	国保医療室
30	執行状況調査	国民健康保険法第106条	国保健康保険組合・国民健康保険団体連合会	国保医療室
31	保険医療機関及び保険医等の指導及び監査	健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律、保険医療機関及び保険医療養担当規則、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	診療所、病院、保険薬局	国保医療室
32	地域密着型サービス事業者に対する実地指導	介護保険法第24条	地域密着型サービス事業所	高齢者福祉課
33	有料老人ホーム立入検査	老人福祉法第29条第9項	有料老人ホーム	高齢者福祉課
34	大分県介護サービス事業者業務管理体制確認検査	介護保険法第115条の33	介護サービス事業者	高齢者福祉課
35	児童福祉施設(児童館)指導監査	児童福祉法第46条	社会福祉法人及び財団法人	こども子育て支援課
36	大分県障害福祉サービス事業者業務管理体制確認検査	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の3 他	障害福祉サービス事業者	障害福祉課
37	病状実地審査・精神科病院実地指導監査	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の6	精神科病院	障害福祉課
38	温泉法第35条による立入検査	温泉法第35条	温泉採取者	生活環境企画課
39	希少野生動植物の捕獲等の許可を受けている者に対する報告徴収及び立入検査	大分県希少野生動植物の保護に関する条例第16条	希少野生動植物の捕獲等の許可を受けている者	生活環境企画課
40	第1種フロン類回収業者等に対する立入検査	特定製品に係るフロン類等の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第44条第1項	第1種フロン類回収業者、フロン類破壊業者、第1種特定製品整備者 ほか	地球環境対策課
41	引取業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第20条第1項	引取業者	地球環境対策課
42	フロン類回収業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第20条第2項	フロン回収業者	地球環境対策課
43	解体業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第20条第3項	解体業者	地球環境対策課
44	破碎業者に対する立入検査	使用済自動車の再資源化等に関する法律第131条第1項、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第20条第4項	破碎業者	地球環境対策課
45	消費生活協同組合法による検査	消費生活協同組合法第94条	消費生活協同組合・生活協同組合連合会	県民生活・男女共同参画課
46	不当景品類及び不当表示防止法による立入検査	不当景品類及び不当表示防止法第9条	不当表示の疑いのある事業者	県民生活・男女共同参画課
47	割賦販売法による立入検査	割賦販売法第41条第1項	前払式特定取引事業者	県民生活・男女共同参画課
48	特定商取引法に関する法律による検査	特定商取引法に関する法律第66条第1項	特定商取引法違反の疑いのある事業者	県民生活・男女共同参画課
49	消費生活用製品安全法による立入検査	消費生活用製品安全法第41条第1項	消費生活用製品の販売事業者	県民生活・男女共同参画課

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
50	家庭用品品質表示法による立入検査	家庭用品品質表示法第19条	消費生活用製品を販売している事業者	県民生活・男女共同参画課
51	事業者の事務所への立入調査等	国民生活安定緊急措置法	県民生活に関連の高い物資等を販売する事業者	県民生活・男女共同参画課
52	特定非営利活動法人に対する立入検査	特定非営利活動促進法第41条	特定非営利活動法人	県民生活・男女共同参画課 県民活動支援室
53	私立学校運営費補助金執行状況等検査	私立学校振興助成法第12条	学校法人等	私学振興・青少年課
54	青少年の健全な育成に関する条例に基づく立ち入り、調査等	青少年の健全な育成に関する条例第45条	質屋、古物商、興業場その他の営業所	私学振興・青少年課
55	食品衛生施設の監視指導	食品衛生法第28条	食品取扱施設	食品安全・衛生課
56	食鳥処理場等の立入検査	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第38条	食鳥処理場	食品安全・衛生課
57	と畜場の立入検査	と畜場法第17条第1項	と畜場	食品安全・衛生課
58	動物取扱業者に対する検査	動物の愛護及び管理に関する法律第24条第1項	動物取扱業者	食品安全・衛生課
59	特定動物飼養者に対する検査	動物の愛護及び管理に関する法律第33条第1項	特定動物飼養者	食品安全・衛生課
60	犬の飼養施設に対する立入調査	大分県動物の愛護及び管理に関する条例第16条第1項	犬の飼養者	食品安全・衛生課
61	化製場及び死亡獣畜取扱場に対する立入調査	化製場等に関する法律第6条第1項	化製場及び死亡獣畜取扱場の設置者	食品安全・衛生課
62	畜舎・家きん舎に対する立入調査	化製場等に関する法律第9条第5項	畜舎・家きん舎の設置者	食品安全・衛生課
63	興行場営業者等に対する立入検査	興行場法第5条第1項	興行場営業者	食品安全・衛生課
64	旅館業営業者等に対する立入検査	旅館業法第7条第1項	旅館業者	食品安全・衛生課
65	公衆浴場営業者等に対する立入検査	公衆浴場法第6条第1項	公衆浴場営業者	食品安全・衛生課
66	理容業者等に対する立入検査	理容師法第13条第1項	理容業者	食品安全・衛生課
67	美容業者等に対する立入検査	美容師法第14条第1項	美容業者	食品安全・衛生課
68	クリーニング業者等に対する立入検査	クリーニング業法第10条第1項	クリーニング業者	食品安全・衛生課
69	特定建築物所有者等に対する立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第11条第1項	特定建築物所有者等	食品安全・衛生課
70	特定建築物所有者等に対する立入検査	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の5	登録事業者	食品安全・衛生課
71	生活衛生同業組合等への検査	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第60条	生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合等	食品安全・衛生課
72	大分県食の安全・安心推進条例に基づく立入検査	大分県食の安全・安心推進条例第25条	食品関連事業者	食品安全・衛生課
73	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場立入検査	水質汚濁防止法第22条	特定事業場及び有害物質貯蔵指定事業場	環境保全課
74	ばい煙発生施設等報告及び立入検査	大気汚染防止法第26条	ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設を設置する特定事業場及び特定粉じん排出等作業場	環境保全課
75	特定事業場等報告及び立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法第34条	特定施設	環境保全課
76	汚染土壤の処理等に対する報告及び立入検査	土壤汚染対策法第54条	要措置区域等の土地の所有者・汚染土壤処理業者	環境保全課
77	水道施設等に対する報告の徴収及び立入検査	水道法第39条第2項	水道事業、専用水道	環境保全課
78	水道施設等に対する報告の徴収及び立入検査	水道法第39条第3項	水道事業、専用水道	環境保全課
79	特定工場等に対する報告及び立入検査	大分県生活環境の保全等に関する条例第68条	特定工場	環境保全課

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
80	給水施設に対する報告及び立入検査	大分県給水施設条例第11条第1項	給水施設	環境保全課
81	特定事業場に対する報告及び立入検査	大分県土砂等のたい積に関する条例第25条	たい積行為を許可している者	環境保全課
82	特定工場における公害防止組織の報告及び検査	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第11条	特定工場	環境保全課
83	浄化槽保守点検業者の指導監督	浄化槽法第53条第2項、浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第13条第2項	浄化槽保守点検業者	廃棄物対策課
84	指定検査機関の指導監督	浄化槽法第53条第2項	指定検査機関	廃棄物対策課
85	産業廃棄物立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者	廃棄物対策課
86	一般廃棄物処理施設立入検査	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条第1項	一般廃棄物処分業者	廃棄物対策課
87	液化石油ガス法に基づく立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法第83条第3項及び第4項	液化石油ガス販売事業者、保安機関等	消防保安室
88	液化石油ガス法に基づく立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法第83条第3項	充てん事業者	消防保安室
89	液化石油ガス法に基づく立入検査	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法第83条第3項	特定液化石油ガス設備工事事業者等	消防保安室
90	火薬類取締法に係る保安検査	火薬類取締法第35条	火薬類(煙火)の製造をする者、火薬庫の所有者等	消防保安室
91	火薬類取締法に係る立入検査	火薬類取締法第43条第1項	火薬類の製造業者、販売業者、火薬庫の所有者又は占有者	消防保安室
92	武器等製造法に係る立入検査	武器等製造法第25条	猟銃等の製造又は販売の事業を行う者	消防保安室
93	高圧ガス保安法に係る立入調査	高圧ガス保安法第62条	高圧ガスの製造又は販売を行う者 等	消防保安室
94	ガス事業法に基づく立入検査	ガス事業法第52条	ガス用品の販売の事業を行う者	消防保安室
95	商工会法に基づく検査	商工会法第58条第5項(第50条第1項を準用)	商工会連合会	商工労働企画課
96	中小企業団体の検査	中小企業団体の組織に関する法律第5条の23第6項(中小企業等協同組合法第105条の4第1項を準用)・第93条第1項	協業組合、商工組合、商工組合連合会	商工労働企画課
97	中小企業等協同組合の検査	中小企業等協同組合法第105条第2項・第105条の4第1項	事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、協同組合連合会、企業組合、中小企業団体中央会	商工労働企画課
98	商工会議所法に基づく検査	商工会議所法第58条第1項	商工会議所	商工労働企画課
99	貸金業立入検査	貸金業法第24条の6の10第3項	大分県知事登録の貸金業者	経営金融支援室
100	職業能力開発促進法に基づく業務及び会計実地検査	職業能力開発促進法第74条第1項	大分県職業能力開発協会	雇用・人材育成課
101	認定職業訓練校に係る指導監査	職業能力開発促進法第39条の2第2項	認定職業訓練校	雇用・人材育成課
102	計量法に基づく検査	計量法第148条第1項	スーパーマーケット、食品詰込事業者等、特定計量器の届出製造事業者、届出修理事業者、届出販売事業者 等	工業振興課(産業科学技術センター)
103	大分県信用保証協会検査	信用保証協会法第35条	大分県信用保証協会	経営金融支援室

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
104	農業会議検査	農業委員会等に関する法律第53条	大分県農業会議	農地農振室
105	委託業務に関する検査	独立行政法人農業者年金基金法第64条・第65条	農業会議、農業協同組合中央会、農業協同組合、信用農業協同組合連合会	農地農振室
106	農業災害補償法に基づく農業共済組合検査	農業災害補償法第142条の3	農業共済組合	団体指導・金融課
107	農業協同組合の常例検査	農業協同組合法第94条第4項	総合農協及び専門農協	団体指導・金融課
108	森林組合の常例検査	森林組合法第111条第4項	森林組合	団体指導・金融課
109	水産業協同組合の常例検査	水産業協同組合法第123条第4項	沿海地区漁協、業種別漁協、内水面漁協	団体指導・金融課
110	大分県農業信用基金協会常例検査	農業信用保証保険法第56条第3項・第72条 農業信用保証保険法施行令第8条	大分県農業信用基金協会	団体指導・金融課
111	用途限定米穀の流通調査	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第52条	主要食糧の出荷、販売、輸入、加工もしくは製造を行う者	集落・水田対策室
112	米穀の流通記録・保存・产地情報伝達調査	米穀等の取引等に係る情報の記録及び产地情報の伝達に関する法律第10条	米穀事業者等	集落・水田対策室
113	水質汚濁性農薬使用者への立入検査	農薬取締法第13条第3項	水質汚濁性農薬使用者(ゴルフ場、農業者等)	おおいたブランド推進課
114	JAS法による立入検査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第20条第3項	農林物資の製造業者等	おおいたブランド推進課
115	肥料取締法による立入検査	肥料取締法第30条	肥料の生産業者、輸入業者、運送業者、運送取扱い業者、倉庫業者、肥料を施用する者	おおいたブランド推進課
116	卸売市場法による立入検査	卸売市場法第66条	地方卸売市場の開設者若しくは卸売業者、並びに、その他の卸売市場の開設者若しくは卸売業者	おおいたブランド推進課
117	畜産業を営む事業場の立入検査	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第6条第1項	畜産業を営む事業場	畜産振興課
118	家畜人工授精所の立入検査	家畜改良増殖法第35条第1項	大分県人工授精師協会	畜産技術室
119	乳製品の生産者、販売業者等への立入検査	加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第23条	生産者、販売業者	畜産技術室
120	土地改良区等の検査	土地改良法第132条第1項	土地改良区	農村整備計画課
121	家畜伝染病予防法による立入検査	家畜伝染病予防法第5条第1項	牛、豚、馬、鶏等を飼養する事業場	畜産振興課
122	家畜伝染病予防法第51条に基づく立入検査	家畜伝染病予防法第51条	農家	畜産振興課
123	家畜商事業所の立入検査	家畜商法第11条の3	大分県家畜商業協同組合	畜産振興課
124	家畜取引法に基づく検査	家畜取引法第29条2項	全国農業協同組合連合会大分県本部	畜産振興課
125	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく検査	肉用子牛生産安定等特別措置法第17条1項	生産者、出荷業者、協会等	畜産振興課
126	飼育動物診療施設立入検査	獣医師法第21条第3項	動物病院、家畜診療所等	畜産振興課

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
127	飼育動物診療施設立入検査	獣医療法第8条第1項及び第2項	動物病院、家畜診療所等	畜産振興課
128	動物薬事検査	薬事法第69条	動物医薬品の製造業・販売業等	畜産振興課
129	飼料使用者への立入検査	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第56条第3項	畜産農家	畜産技術室
130	登録ふ化業者の立入検査	養鶏振興法第16条第1項	登録ふ化業者	畜産技術室
131	乳業事業者への立入検査	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第25条第1項	乳業事業者	畜産技術室
132	漁船の立入検査	漁船法第50条	登録漁船、漁船所有者等の事務所、建造等の場所等	漁業管理課
133	遊漁船業団体立入検査	遊漁船業の適正化に関する法律第24条第1項	遊漁船業を営む者、遊漁船業団体	漁業管理課
134	建設業者の営業所等に対する立入検査	建設業法第31条第1項	県内で建設業を営む者(業者)	土木建築企画課
135	許可を受けた者等からの報告の徴収及び立入検査	河川法第78条第1項	河川法もしくはこの法律に基づく政令もしくは条例の規定により許可もしくは承認を受けた者	河川課
136	砂利採取業を行う者に対する立入検査	砂利採取業法第34条第2項	砂利採取計画の認可を受けた者(業者)	河川課
137	大分県港湾施設管理条例に基づく立入検査	大分県港湾施設管理条例第20条第1項	港湾施設の使用許可を受けた者	港湾課
138	都市計画法に基づく立入検査	都市計画法第82条第1項	都市計画法の規定又は処分に違反した者等	都市計画課
139	駐車場法に基づく立入検査	駐車場法第18条第1項	路外駐車場を設置する路外駐車場管理者	都市計画課
140	不動産鑑定業者への報告及び検査	不動産の鑑定評価に関する法律第45条	知事登録の不動産鑑定業者	都市計画課
141	屋外広告物立入検査	大分県屋外広告物条例第18条	屋外広告物設置者	都市計画課
142	屋外広告業立入検査	大分県屋外広告物条例第26条の4	屋外広告業者	都市計画課
143	宅地建物取引業者への報告及び検査	宅地建物取引業法第72条第1項	県内で宅地建物取引業を営む者	建築住宅課
144	建築基準法に基づく立入検査	建築基準法第12条第6項	建築物の所有者・管理者等、設計者・工事施工者等	建築住宅課
145	建築士法に基づく立入検査	建築士法第26条の2	建築士事務所	建築住宅課
146	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく立入検査	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第53条第3項	建築主等	建築住宅課
147	築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく立入検査	建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条第4項	建築主等	建築住宅課
148	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく立入検査	エネルギーの使用の合理化に関する法律第87条第10項	建築主等	建築住宅課
149	金融機関検査	地方自治法施行令第168条の4 大分県会計規則第181条	指定金融機関及び収納代理金融機関	会計課
150	臨検・検査	労働組合法第22条第1項	使用者・使用者団体・労働組合・その他関係者	労働委員会事務局
151	風俗営業の営業所に対する立入り	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第37条第2項	風俗営業者等	生活安全企画課
152	古物商に対する立入り	古物営業法第22条	古物商、古物市場主	生活安全企画課
153	質屋に対する立入り	質屋営業法第24条	質屋	生活安全企画課

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
154	警備業者の立入り	警備業法第47条	警備業者	生活安全企画課
155	探偵業者の立入り	探偵業の業務の適正化に関する法律第13条	探偵業者	生活安全企画課
156	指定射撃場等に対する立入検査	銃砲刀剣類所持等取締法第27条の2	指定射撃場等の設置者、獵銃等保管業者	生活安全企画課
157	火薬類の製造、販売、火薬庫に対する立入検査	火薬類取締法第43条第2項	火薬類製造者、販売者、火薬庫設置者	生活安全企画課
158	自動車運転代行業立入検査	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第21条第1項	自動車運転代行業者	交通企画課
159	指定自動車教習所の業務検査及び立入指導	道路交通法第99条の6第1項	指定自動車教習所	運転免許課
160	大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づく検査・調査等	大分県公社等外郭団体に関する指導指針	大分県市町村職員研修センター 公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団 株式会社大分フットボールクラブ 外郭団体(大分航空ターミナル、大分高速鉄道保有) 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 大分県臓器移植医療協会 大分県アイバンク協会 大分県地域保健支援センター 公益財団法人 浄化槽法指定検査機関 財団法人大分県総合雇用推進協会 公益財団法人大分県産業創造機構 大分ブランドクリエイト株式会社 公益財団法人 日田玖珠地域産業振興センター 株式会社大分国際貿易センター 財団法人 大分県中小企業会館 指定団体(財団法人ハイハーネットワーク社会研究所) その他の出資等団体(放送業者) 公益社団法人大分県農業農村振興公社 大分県農業会議 大分県農業信用基金協会 大分県主要農作物改善協会 株式会社大分ボール種苗センター 大分県果実協会	市町村振興課 文化スポーツ振興課 文化スポーツ振興課 文化スポーツ振興課 地域福祉推進室 健康対策課 健康対策課 健康対策課 食品安全・衛生課 廃棄物対策課 雇用・人材育成課 工業振興課 商業・サービス業振興課 商業・サービス業振興課 商業・サービス業振興課 商工労働企画課 情報政策課 情報政策課 農地農振室 農地農振室 團体指導・金融課 集落・水田対策室 園芸振興室 園芸振興室

No.	検査・監査等名称	根拠法令等	対象団体等	所属
160	大分県公社等外郭団体に関する指導指針に基づく検査・調査等	大分県公社等外郭団体に関する指導指針	公益社団法人大分県畜産協会	畜産振興課
			九州乳業株式会社	畜産技術室
			株式会社大分県畜産公社	畜産振興課
			大分県土地改良事業団体連合会	農村整備計画課
			公益財団法人森林ネットおおいた	林務管理課
			公益社団法人大分県漁業公社	水産振興課
			大分県漁業信用基金協会	漁業管理課
			周防灘フェリー	漁港漁村整備課
			公益財団法人 大分県建設技術センター	建設政策課
			大分県土地開発公社	用地対策課
			財団法人大分県公園協会	公園・生活排水課
			大分県住宅供給公社	建築住宅課
			大分県体育協会	体育保健課
			公益財団法人暴力追放大分県民会議	組織犯罪対策課
			公益財団法人大分県防犯協会	生活安全企画課
			公益財団法人大分県交通安全協会	交通企画課

※公益社団法人及び公益財団法人に対する検査、一般社団法人及び一般財団法人に対する検査及び特例民法法人に対する検査については、特例民法法人の移行期間であったことから、事前調査から除外した。